

平成27年第4回大衡村議会定例会会議録 第1号

平成27年12月10日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（14名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 斎藤 一郎	6番 文屋 裕男
7番 小川 宗寿	8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
財政課長 早坂 勝伸	住民税務課長 早坂紀美江
農林建設課長 斎藤 浩	企画商工課長 文屋 寛
都市整備課長 後藤 広之	教育学習課長 佐野 克彦
会計管理者 遠藤 政彦	保健福祉課長 和泉 文雄

事務局出席職員氏名

事務局長 斎藤 善弘 書記 高橋 吉輝 書記 高橋 遥

議事日程（第1号）

平成27年12月10日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達していますので、ただいまから平成27年度大衡村議会第4回定例会を開会いたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員からの報告のあった例月出納検査結果の報告書については、お手元に配付のとおりであります。

黒川行政事務組合の報告書については、議員控室に備えておりますのでご縦覧願います。以上で、諸般の報告を終わります。

陳情書については、陳情書文書表のとおりでありますが、受理番号7から9までは配付にとどめておりますのでご了承願います。10につきましては発議として提案をいたします。

次に、委員会の閉会中の所管事務調査の報告及び行政視察等にかかる報告を行います。各常任委員長に報告を求めます。初めに、総務民生常任委員会佐藤 貢委員長、登壇を願います。

〔総務民生常任委員長 佐藤 貢君 登壇〕

総務民生常任委員長（佐藤 貢君） おはようございます。

総務民生常任委員会による閉会中の継続調査についてご報告をいたします。

所管事務調査として、障害者多機能型施設の概要について、各課の所管事務について平成27年11月5日に調査を行いました。

まず初めに、現地調査といたしまして特定非営利活動法人コスマスクラブすまいる作業所を訪問いたしました。事業内容といたしましては、就労継続支援のB型、豆腐製品、ドーナツ等を製造販売していると。生活介護につきましては、空き缶リサイクル活動、陶芸活動、音楽活動、清掃活動などを障害のある人もない人も、ともに生き、ともに働くことのできる場を提供し、自立に向けての支援をしていくという運営方針でございました。

次に、所管事務についてご報告いたします。所管事務については記載している内容のとおりでございます。

次に、3ページになりますが、新規事業といたしまして万葉のびのび子育て支援事業については、万葉赤ちゃん誕生サポート事業のサービス内容を充実させ、平成28年1月1日から新規事業として実施するものであります。今までのタクシー利用券に加えて、紙おむつ、粉ミルクを対象にしたものであります。

次に、視察研修として道の駅の防災拠点について、富山型デイサービスについて石川県中能登町、富山県富山市を平成27年10月26日から28日の日程で視察訪問をいたしましたので、調査報告をいたします。

1日目は石川県中能登町の道の駅を防災拠点として活用、地域の防災拠点として整備を行っている防災機能について調査を行いました。道の駅を利用した防災拠点としての取り組みには感心するものがありまして、道の駅を発着所としたコミュニティーバスも充実しており、また、庁舎は合併前の3庁舎をそのまま利用しており、町全体に行政が行き届いている感じがいたしました。

2日目ですが、富山市の富山型デイサービス、デイケアハウスにぎやか、このゆびと一まれ、しおんの家の老人福祉施設、障害者支援施設の3施設を視察いたしました。各施設とも年齢、障害に関係なく受け入れるという富山型デイサービスでしたが、利用者同士お互い助け合い、支え合いながら、他人でも家族的な雰囲気という印象を受けてまいりました。

今回の視察研修を参考にして常任委員会としても今後大衡の現状について調査をしてまいりたいと考えております。

以上で調査報告を終わります。

議長（細川運一君） 次に、産業教育常任委員会佐々木春樹委員長、登壇願います。

〔産業教育常任委員長 佐々木春樹君 登壇〕

産業教育常任委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

会議規則第75条の規定により報告させていただきます。

まず、所管事務調査です。27年度請負工事の進捗状況について現地調査、それから、平成27年9月関東・東北豪雨被害状況について、その他所管事務について、平成27年11月10日に行っております。

まず、現地調査としまして大衡仙台線の宮床工区のところの橋の作業のところを見てきましたが、富谷に通じるところまで宮床の中学校から平成30年完成予定での現地を見てまいりました。あとは、各請負工事の進捗状況についてはお示しのとおりであります。

豪雨災害につきましては一般質問でもいろいろ質問もありますので、提出報告書にとどめておきたいというふうに思っております。

また、教育学習課のほうで上がっておりました大衡村教育振興に関する大綱案についてというものがお示しされておりましたが、さきの教育委員会でもおおむね良好ということで、そのまま大綱として進んでいるというふうな報告も受けております。

それから、懸案でありましたナルセ公研株式会社の破産手続が終わったというところで、村としては83%の回収を見ているというふうな報告を受けております。

それから、平成27年10月14日から15日、長野県のほうに視察研修に行っております。

まず、長野県の小布施町には定住の促進に関する内容、また、社会教育についてということで図書館の視察をさせていただいております。小布施の定住の補助金に関しては、大衡村のほうが手厚いようにも感じましたけれども、内容的にいろいろな町の若者を町に招いて町のよさを示したり、町の住民の方々との交流を持って定住の促進を図っていると。また、図書館についても町独自で運営しているというところが非常に参考にはなったんですけども、運営的に費用対効果、その辺も村としても考えながら今後進めていきたいなというふうに感じております。

それから、小川村は農業公社の視察に行ってまいりました。山間地でなかなか厳しいところでありましたけれども、村の方針として農業公社をつくって6次産業化などを取り組んでいるというところを視察してまいりました。村としてもいろいろなそういう農業の先進地視察をしながら、大衡村に合った政策に生かしていくべきだというふうに感じてまいりました。

以上で報告とさせていただきます。

議長（細川運一君） 以上で閉会中の所管事務調査の報告及び行政等視察にかかる報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番佐々木春樹君、5番齋藤一郎君の2名を指名いたします。

日程第2　会期の決定

議長（細川運一君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に議会運営委員会の報告を求めます。細川幸郎委員長、登壇願います。

[議会運営委員長　細川幸郎君　登壇]

議会運営委員長（細川幸郎君）　それでは、議会運営委員会のご報告をいたします。

本日招集されました平成27年第4回大衡村議会定例会の運営に関して、去る11月27日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出案件が23件であります。内訳は、同意1件、諮詢1件、専決処分の承認4件、条例制定3件、条例の一部改正3件、機関の事務の委託の協議1件、指定管理者の指定1件、村道路線の認定1件、村道路線の変更1件、平成27年度各種会計補正予算について7会計であります。発議は意見書1件、会議規則の一部改正1件であります。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととしますが、一般質問は11名の議員から19件の質問が通告されております。

以上の議案審議等でありますので、本定例会の会期につきましては本日から11日までの2日間とすべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の結果報告といたします。

議長（細川運一君）　ここでお諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月11日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長報告のとおり本日から12月11日までの2日間と決定をいたしました。

ここで村長に招集の挨拶及び提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　どうも皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

師走に入り、日を増すごとに寒さが厳しくなる季節となりました。早いものでことしもあと半月余りで新しい年、さる年を迎えるとしております。さる年は植物の実が成熟し始める年、形が明らかになってくる年と言われております。村内においてもこれまでの政策が実を結ぶ年となるよう望むところでございます。

さて、初めに報告になりますが、国道4号の関係では、去る10月15日に都市計画変更に関する住民説明会が開催されております。当日は仙台河川国道事務所から国道拡幅の計画内容につきまして、また、宮城県からは都市計画の変更について、それぞれ説明が行われております。その後、村に対して宮城県から都市計画変更に関する意見が照会されておりましたので、11月30日に村の都市計画審議会の審議を経て、異議なしの意見書を提出しておるところでございます。今後、県の都市計画審議会で審議されることとなっておりますので、国道拡幅事業はさらに一步前進することになると考えるところでございます。

次に、翌16日には蜂谷新聞店、新聞販売店と高齢者見守りに関する協定を締結しております。従業員が新聞配達等で高齢者宅を訪問した際、郵便受けに新聞や郵便物がたまっている、あるいは日中でも電灯が点灯されたままになっている、あるいはカーテンが閉められたままになっているなど、異常な点を発見した際には役場に連絡を入れてもらうこととしておるところでございます。このことにより高齢者が安心して暮らせる環境づくりの一助になるものであります。

次に、交通安全の関係では、去る11月29日に死亡事故ゼロ1年を達成しており、翌30日に大和警察署から県警本部長の祝詞をいただいております。1年を死亡事故ゼロで過ごしたわけではございますが、この記録が1日でも長く続きますよう、大和警察署初め、関係機関と連携を図りながら交通事故の抑制に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、子育て支援の関係でありますが、現在村では妊娠された方に対し、母子手帳交付時に心身の負担軽減や出産後における育児等への支援を目的として万葉赤ちゃん誕生サポート事業を実施しておるところでございますが、来年1月より従来までのタクシー利用助成に加え、紙おむつや粉ミルクも購入できる制度、万葉のびのび子育て支援事業と名称を改めまして実施する予定でございます。紙おむつの購入は村内1店舗、それから大和町内3店舗で可能になりますので、なお一層の子育て支援になるものと考えておるところでございます。

なお、今定例会において関係する補正予算案を計上させていただいておりますので、よ

ろしくお取り計らいをお願いを申し上げるところでございます。

さて、本定例会に提案しました案件は23件であります。

同意4号は、大衡村教育委員会教育委員の任命についてであります。教育委員の高橋健正氏が今月15日で任期満了となりますので、引き続き教育委員をお願いしたく、同意を求めるものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。社会福祉関係に精通されております大瓜下地区の中川さき子氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、議会のご意見を求めるものでございます。

議案第72号から75号までは、専決処分の承認を求めるものであります。

議案第72号は、財産の取得を行うもので、村道尾西中山線改良舗装事業に係る用地の取得に関するものでございます。

議案第73号は、平成27年度一般会計予算の補正で、3,000万円を増額するものでございます。歳入は繰入金の増額、歳出は災害復旧費の増額でございます。

議案第74号は、同じく一般会計予算の補正で、1億9,644万円を増額するものであります。歳入は国庫支出金、繰入金、村債の増額、歳出については災害復旧費の増額などであります。

議案第75号は、平成27年度下水道事業特別会計予算の補正で、1,334万3,000円を増額するものであります。歳入は負担金、国庫支出金、繰入金、村債の増額、歳出は下水道管理費の増額であります。

次に、議案第76号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するもので、個人番号の利用並びに提供に関する事項を定めるものでございます。

議案第77号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもので、この条例により大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例と大衡村介護保険条例の一部改正を行うもので、いずれも番号法の施行に対応するものであります。

続いて、議案第78号は、平成27年9月関東・東北豪雨による災害被害者に対する村税の減免に関する条例を制定するもので、豪雨被害者に対する村民税、固定資産税、国民健康保険税の減免に関する規定を定めるものでございます。

議案第79号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改

正で、年金一元化法の施行に伴う政令の公布による附則を改正するものでございます。

次に、議案第80号は、大衡村税条例の一部改正で、地方税法の改正による徴収猶予の規定の追加並びに番号法の施行による法人番号に関する規定を追加するものであります。

議案第81号は、大衡村農地及び農業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部改正で、災害復旧事業に係る別表を改正するものであります。

議案第82号は、行政不服審査法の改正に伴い、大衡村と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定め、宮城県と事務の委託について協議を行うものでございます。

次、議案第83号は、万葉クリエートパーク外1公園について指定管理者の指定を行うものでございます。

次に、議案第84号は、村道路線として現在施工中の塩浪地区宅地造成事業地内に計画されている村道路線の認定を行うものであります。

議案第85号は、五反田4号線の終点を変更するものでございます。

議案第86号は、一般会計予算の補正で、2億6,385万4,000円を追加するものでございます。歳入の主なものは村民税、固定資産税、地方交付税、国県補助金の増額、また、歳入が確保できましたので財政調整基金からの繰入金の減額を行うものでございます。歳出では、企画費、児童保育費、道路橋梁費、河川費、公園費の増額、そして、中学校講堂天井の改修、農地等の補助事業分の災害復旧費の増額などであります。

議案第87号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正で、1,059万9,000円を減額するものであります。歳入は国民健康保険税の減額、歳出は共同事業拠出金の減額などであります。

議案第88号は、下水道事業特別会計予算の補正で、958万9,000円を増額するものであります。歳入は使用料の増額並びに繰入金の減額、歳出は下水道管理費の増額でございます。

議案第89号は、介護保険事業勘定特別会計予算の補正で、864万5,000円を増額するものであります。歳入は介護保険料並びに繰入金の増額、歳出は保険給付費の増額などであります。

議案第90号は、個別合併処理浄化槽特別会計予算の補正で、69万円を減額するものであります。歳入は繰入金の減額、歳出は合併浄化槽事業費の減額であります。

議案第91号は、後期高齢者医療特別会計予算の補正で、58万8,000円を増額するものであります。歳入は繰入金の増額、歳出は広域連合納付金の増額などであります。

議案第92号は、水道事業会計予算の補正で、収益的収入では営業収益並びに営業外収益の増額、支出では取水費の増額などあります。資本的収入では開発負担金の増額であります。

以上、同意1件、諮問1件、議案21件、合わせて23件の議案等を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようにお願いを申し上げ、招集のご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

日程第3 一般質問

議長（細川運一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告順に発言を許します。

通告順1番、佐々木金彌君、登壇願います。

〔12番 佐々木金彌君 登壇〕

12番（佐々木金彌君） おはようございます。

私は、ことしの9月10日から11日にかけての集中豪雨による被害と対策についてお伺いをいたします。

関東・東北豪雨あるいは宮城豪雨と名づけられて国から激甚災害の指定を受けておりますが、このごろ他県よりの災害義援金9,232万円が適用されるというふうなことで新聞報道がなされております。そして、大衡村でも道路、水路、農地、家屋等に多大な被害があったと考えております。

そこで私は伺いたいんですが、1番目に被害の実態をどのような方法で取りまとめ、どれくらいの把握をしているのか伺うものであります。そして、それらの復旧に対してどんな方策を考えているのか、これは国や県の補助等を含めてお伺いをするものです。

3番目に、農地等の被害、これは余り目に見えないものもあります。大きく崩れたものとかについては議会等でも現場検証をしておりますけれども、道路、水路については村が中心となって責任を持って復旧することを望んでおりますし、また、そうなるものと思います。

ただ、個人所有の農地の復旧が私は大変になるなと考えております。修復を必要とするものがどれくらいあるのか、その取りまとめについてどのような方法でいつまで行うのか伺いたいと思っております。

議会に対しても業者による見積もりを出させて仕事を委託することをこの前発表なされ

たようですが、それが実際に来春までに実行できるのかということが疑問視されております。作付まで完成できるのかということあります。これは実際に受け取ってくれる業者がいるか、OKしてもらえるのかということも含めてのことあります。今、建設業等は仕事が忙しいというふうに聞いております。そういう意味でどのように考えているのか伺うものであります。

また、4番目として床上浸水、床下浸水等を含め、家屋の被害あるいは車両等で被害を受けた方が結構あるというふうに伺っております。そういう方々に対して、義援金を含めてある程度支援がなされることはありますけれども、税金面での優遇措置等はどういうふうに考えているのかと。各市町村によって、あるいは災害の指定を受けたものとかによって差があるとは聞いておりますけれども、そういう点について改めてお伺いするものであります。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　　佐々木金彌議員の一般質問にお答えをいたします。

去る9月10日から11日未明にかけての集中豪雨により被害をお受けになられた方々に改めて心からお見舞いを申し上げる次第であります。

本件では11日の午前1時に1時間当たり59ミリの雨量を記録し、11日の午前10時までの24時間の総雨量は270ミリとなっております。村内各所において道路や水田が冠水し、交通網が麻痺するなど、生活に大きな影響を及ぼしておりました。

佐々木議員の1点目の激甚災害となった集中豪雨による被害をどのように取りまとめるのかとのご質問でございますが、住宅関係においては床上浸水が4件、床下浸水が16件、それから、衡下地区持足地内で床上、床下ではございませんけれども、周囲の道路が冠水して6世帯が孤立したといった状況でございました。

また、冠水による道路の通行止めは、村道15路線、国道457号オオワラ橋付近1カ所、県道石巻鹿島台大衡線大郷町境の泥畑橋付近で1カ所の計17カ所。下水道施設はマンホールポンプ2カ所が冠水し、被害額は約1,300万円、マンホールポンプの被害が1,300万円。村道は28路線49カ所で、歩道の流出やのり崩れがあり、概算被害額は約5,600万円。村管理の河川は4河川21カ所でのり崩れがあり、被害総額は約8,000万円。農業施設関係では、10月末現在で農地ののり面崩れ及び用排水路への土砂堆積やのり崩れ等、合わせて190戸現在申請がございます。概算被害額は約1億5,000万円となっており、現在においても被

害状況の新たな申し出がありまして、銳意そのつど取りまとめ中であります。

次に、2点目の被害の復旧を村ではどのように対応するのかということでございます。

まず、大規模な被害を受けた道路、河川及び下水道施設の公共土木施設につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、通称災害負担法によって、これは補助率66.7%の国庫補助に基づき助成を受けるための査定等の災害復旧手続を進めているところでございまして、また、補助対象とならないものにつきましては、村単独で復旧を進めているところでもございます。

農業関連施設で大きく被害を受けた12カ所につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、通称暫定法といいますが、それによる災害査定等の補助手続を進めているところでございまして、また、農業関連施設に係る被害が甚大だったことから、関東・東北豪雨災害として激甚災害指定されましたので、暫定法による基本補助率、農地50%、そして農業用施設75%という補助率ですが、その激甚法による補助率のかさ上げが行われる予定となっておりますので、あわせて事務手続を進めているところであります。50%、75%ですが、さらにかさ上げをしてもっと手厚くということでございます。

国庫補助の対象とならない農道及び水路等の主要農業用施設につきましては、村単独で現在57カ所を発注しております。来年の耕作に支障がないよう復旧工事を進めているところでございます。

個人所有の農地等につきましては、今回の被害が激甚であったことから、従来の村単独補助事業である農業用施設小災害復旧支援事業の農地50%、農業用施設70%という補助率を、今回農地及び農業用施設復旧に要する経費の80%に改正し、今まで50%、70%だったものを一律80%に改正し、現在補助申請の取りまとめを行っているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思うところであります。

次に、3点目の水田等で重機を使うまでにならない畦畔等の修復に村として補助金を出すことはできないかということのご質問でございます。重機等のレンタル料や燃料代、そして購入した原材料代は、村単独補助事業の対象としております。これはしております。しかし、経費のかからない自己復旧につきましては、補助対象の経費の算定ができないことから、結果的に対象外となりますのでご理解をよろしくお願いを申し上げます。

次に、4点目の被害を受けた方への税金面での対応はどうかということの質問でございますが、村としての被害を受けた方々への支援策として、今定例会において平成27年9月

関東・東北豪雨による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の制定を提案しております。可決承認後の施行により村民税、そして国民健康保険税、固定資産税についての減免措置を講ずる考えでございます。

詳細は議案で説明をさせていただきますが、主として家屋の床上・床下浸水、そして土地の流出などの被害に遭われた方に対し村税の減免を行う考えでありますので、どうかよろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今、村長から大幅点について説明をいただきました。大体理解できる点が多いんですが、これから細かい部分についてお伺いいたします。

まずもって、村道やその附属する水路、それらについては大衡村でほとんど全部直すということで手がけているとは思いますが、これらについては今話が出た水路とかが全てなんでしょうか、お伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 農道、水路、そういったものにつきましては、当然その地区の、あるいは農林課職員の見回りによってどの程度のところがどういうふうに被害をこうむっているのかということを調査しております。その中で、例えば村のほうで直す分、あるいは受益者のほうで補助金をもらって直す分、80%の補助金をもらって受益者の方々が直す分と、こういったことに分かれてくると思いますが、そういったことで、今鋭意その分類をしているところでありますが、一番問題なのは私有地に、要するにわかりやすく言うと門口があって、その下に自分なり、あるいは他人でもいいですが、田んぼがあると。そうした場合、その門口に入る土地の道路、私有地の道路が田んぼに崩れたといった場合は補助対象にななりませんので、しかしながら、農地に落ちた土を上げるときにそこを復旧するということで、崩れたところにぺたっとねっぱすというか、言い方ちょっと悪いかもしませんが、そういったことについては柔軟に、フレキシブルに対応してまいりたいと思うところであります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 発言しないのにそういった心遣いをいただいて私も安心したわけですが、私の言わんとするところもやはり個人所有地がこれから大変問題になるというふうに考えていたわけです。

それで、今役場では職員が現地を踏査しているのを私もきのうあたりから見ている状態

ですが、これはいつごろまで実施する予定なのか、お伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　今踏査している光景をごらんになったというお話であります、それは今査定が来ておりまして、それのことを言っておられるのかなというふうにも思いますし、これは期限はそんなに切っているわけではございません。多分持ち主の方々もまだまだ自分の農地なりを、あるいは地区の隅々まで全部点検して歩いたといつても見落としもありますから、そういうことも踏まえて特段期限は切っておりませんので、どうか皆様におかれましてももう一度そういったところを点検していただければなと思うところであります。

議長（細川運一君）　佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　今、私ども農家に対しても個人の田んぼ等について被害を地番ごとに出してくれということで、期限をつけて受け付けをしてもらっている状態です。私も現実に畦畔崩れたような小さいところまで一応申請しました。さっき村長は個人のものでいわゆる材料費等がかかるものについて、あるいは重機等がかかるものについては補助対象になるが、それ以外のものについてはできないといったことあります。

しかしながら、私が出したのは、いずれ畦畔等についてJAとかで補助金を出して畦畔突き等作業等を進めたという経緯がございましたが、それらはやはり農地を守って、そして収量を安定させるために大変必要なことだということでやったものと思います。

今回の場合は天災によってというか、いわゆる自然災害によって畦畔が大きく崩れると。あるいは、先ほど村長言われた川沿いの農地部分か個人所有の部分かわからないけれども、そういうたのり面が崩れたのが大分あるといった意味で、それらに対してもやはり、大きな災害の人は出しますよと、小さい細々としたものがいっぱいある人には全然出ませんよというのでは、私は本当は不平等と言えばおかしいんですけども、といった気配りが本当は欲しいんじゃないかなという意味ですけれども、考えております。そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　そういうたの災害といいますか、場所についてもただ自分が人力でスコップでもって直ったというようなものはちょっと算出の仕方がないということでできないということであります、しかし、といったところでも業者あるいは地区の農地保全会といったところでもって共同的に直すといったようなことがあれば、といったことは

算定に入るものと、そしてまた、農地保全会の経費の中から、この辺ちょっと私も詳細について不案内なところもあります。担当課長に答弁をさせます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 農地保全会のお話が出ましたので、その辺についてお答えいたします。農地保全会について、それを保全会が受け取っている国県村からの補助金のそのお金をつかって、それを受託して行うということについては、その活動の中ではできないんですけども、個人の方が田んぼの補修、修復、復旧、そういうものを個人に頼むというときに、その個人に対して支払う経費について賃金程度といいますか、作業料ですか、そういうもののについて農地保全会等で定めている賃金、そういう労務費といったものを参考にして受け取っていただくというような流れであれば、それは補助の対象になるということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今、課長から話、あるいは村長から話あった農地保全会の利用、活用ということがあるわけですが、たしか基本的な考えを農地保全会について言いますと、農道とか水路等、これは共同で使われるようなものに対して活用するような話で推進をしてきたということに私は記憶しております。基本でありますけれども。ですから、個人所有の畦畔等はそういうものに使えるのかという意味では私は本当に疑問視して考えたわけです。

そういう意味では、はっきり言うと人のスコップでばたばたやったんでは簡単に畦畔などは崩れるんです。やはり転圧しないと基本的にはだめだというふうに考えるのが現状だと思います。

そして、多分来春になって代かきを始めるのに水を入れた際に、このまま構わないでおけば大変な話が出てくるんじゃないかなというふうに心配しているわけです。今草が生えて見えない点も、水を入れればごぼごぼ漏ると。そして、弱っている面は隅崩れを含めて極端に出てくるなと思います。私たちのほうも今自分の田んぼを見ているんですが、数にすると40万円ぐらいのものでもやはり小さいものですから四、五十あるんです。40ぐらいあるんですが、その中でもやはりその3分の2ぐらいがやられているというふうに感じます。

そしてまた、例えば目先を変えると集落農業等では人様の土地を預かってつくっているわけです。それに対して米価が安い今、人様の土地にまで自分の金を払ってやれるかと。そういう方々はいっぱい重機を借りてやればいいんだろうということで、それで納得で

きるのかなというふうに、村で認めるのかなということも含めて、小さな個々のものも数がいっぱいあると大変なことになるなというふうに思います。そういった意味で再度、簡単に言うと畦畔突きをトラクターについて、今までもやっている方いるんですが、今回の場合はそれが大幅にしなければならない現状ではないかなと私どもがそう思うんで、ほかの人は実態を村で把握した際に違うとなればいいんですが、そういったことで改めてお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まず、農地保全会の話を今ちょっと私も勘違いしたところがちょっとありました。例えば農地保全会のメンバーの中の人に頼んだと。別に農地保全会を挙げてやるというのじゃなくて、そういう人を頼んで直してもらったと。農地保全会と関係ないですよ。そういった場合に、農地保全会で賃金表といったものを地区で多分設定しているんだと思います。その設定の中でそれを参考にして積算をしますよということあります。自分が手で直したのはだめですけれども、そういった第三者に頼んだ場合は、頼んで誰かが手で、人力で直したものについても、農地保全会で定めている金額を補助の算定にしたいというのが本心であります。私が農地保全会を使ってやるんだというのは違いますので、それは訂正しておわびを申し上げたいというふうに思います。

それで、そういったことも、例えば重機を自分で借りてきてどうなのかといった場合は、先ほども答弁で申し上げましたけれども、重機のリース代とか、あるいはそれに要する運送代、あるいは燃料代、そういうものについては補助の対象になりますと先ほどお話し申し上げましたとおりでありますとおりであります。それ以上の話になってくると私も何ですから課長に答弁させたいと思いますが、まずもってこれで答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君）　　佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　　それでは、その点を少し置きまして、別な面でお伺いします。

今回被害を受けたと。11日に大分状況がわかって、現実的には12日ごろから被害の実態調査等含めたわけです。そういったことで、村でも対策本部等つくってやったということですが、私もこのごろになって被害を受けた地区内などの方々から大衡村は大和町に比べて広報関係というか、取りまとめ等がちょっと緩やかだったんじゃないですかと言われる面があるわけです。

例えば衡下あたりは大和町の無線等が流れてきて、大和町は一生懸命災害はどうですかと、こういう被害届を出してくださいみたいな話なんだけれども、大衡村では余りないよ

うに思うんですが、どうですかといった疑問を受けたこともあります。そういった意味で、村としては万全の体制でやったのかなという意味で、まずもってお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　村で災害があったと、そして、その後の被害はどうでしたかということの村民の皆さんへの問い合わせが少し希薄だったんではないのかなというご質問でよろしいでしょうか。私自身はそういうふうには思っていませんけれども、そういうふうにとられた住民の方々がおられるということについては真摯に受けとめてまいりたいと思いますが、その件につきまして総務課長から説明させます。

議長（細川運一君）　　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　　この件に関しましては、9月10日の午後あるいは11日の早朝にかけて無線放送等行っているところでございます。その無線放送につきましては、道路等の崩れ等あるいは建物関係の被害、それに遭われた方あるいは見かけられた方について村のほうに情報をお知らせ願いたいというものでございました。

議長（細川運一君）　　佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　　今お伺いしてわかりましたが、私なんかの住民にすると10日、11日は被害を受けて自分の家のことで頭がいっぱい、ちょっと手が回らなかつたんじゃないいかというか、そういうことで聞き漏らした点もあるんじゃないいかといった意味でそういう声が出たのかなという気もします。

ただ、例えば今回私最後に聞きました税金面での減免とか、そういった意味も含めて大衡村はどっちかというと石橋を叩いて確定したものを議会に諮りましたよとか常任委員会に諮りましたということで、確定したものを得て、これが基本ですよというものを出すのが一番堅実でいいことだとは思うんですが、こういったことも考えておりますと言えば失礼なんですが、やはり報告をくださいと。今、総務課長が言いましたけれども。お知らせくださいといった意味での情報の収集については、あるいは農地の被害の取りまとめについても遅い面があったなというふうに私も感じているんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　いろいろ村民の方々が感じるのは温度差ももちろんあるんだろうと思います。隣の大和町と比較なされておられるようありますが、大和町はご存じのとおり連日テレビなどでも大きく取り上げられていた。そして、もちろん大衡もそういった、大きな

取り上げられ方はしませんでしたが、やはり大衡でも規模は小さくとも同じような災害があつたということあります。

そんな中で大衡だけといいますか、大衡でそういう対応が遅かったんじゃないかというふうに言われますと、その捉えられ方いろいろあると思いますが、確かにそういったご意見も多分あるんだろうと思いますが、しかし、村として最善の、そして確定した本当にしきりした時点で最善の方法で復旧対策なり、そういうものを発表させていただいたということありますので、どうかその辺ご理解をいただきたいなと思うところであります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 私の意図するところはそういう対応に対して責めるつもりでなく、こういう災害はないほうがいいんですけども、やはりこれからも出てくるといったことを住民の方も心配しているわけだと思うんです。

ですから、今回例えば無線、多分朝とか夜入れてもらうと。あるいはそういうことがあると思いますので、やはり広報紙とかチラシ、そういうもので十分に徹底をしてほしいというのが住民の声でなかつたかなというふうに私は感じておりますので、そういうことについての検討をしてほしいなというか、見直しを、できるならこれからないようなふうにしてもらいたいなということあります。

やはり、税金等に関して先ほど村長が今回の議会等で減免措置なり助成措置のことを打ち出すということですが、今簡単に言えるものとしていわゆる税の減免ということに考えてよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい。もちろん税の減免を先ほども申し上げました。それと、あと農地なりなんなりの復旧に対する助成です。そういうことをまず考えていくということでありまして、先ほども提案理由の説明の中でも申し上げましたけれども、まず今回のことによく一般的に言われます。想定外だったんですよねみたいな話をするんです。でも、私はどこでもその後言っています。そんな想定外なんていうことはこれからは通用しませんよ。なので、そういうことも想定して常に万全を期した備えをしておかなければならないということで、今後村民の安全・安心を第一に考えた、そういう考え方で執行してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　だんだん時間がなくなってきたけれども、業者に委託して工事を行うということが農林建設課等でもそういうふうな取りまとめをしていますが、現実にはさつき私が言ったとおり受けてもらえるのかなという心配がすごくあるんです。ですから、その点で個人なりなんなりで機械を借りたり、あるいは畦畔作業とかはやったほうがいいんじゃないかなという、これは想定をしてしゃべっているわけでございますが、来春に間に合わないと意味がないと、減反しなければならないというふうなことも含めて、やはり現地確認する際にどのような方法でいいのかという、そういった、ここだったらこういう方法がとれますよみたいなことを職員のほうからも話しかけるような、誘導できるような方法があれば一番いいなと思うんです。

それから、議会で現地を確認した際に、田んぼの中に石がいっぱい入ったと。これは個人負担になるんですかというような話をした際に、「いや、村で田んぼ買ってくれ」みたいな冗談みたいな話も聞こえますけれども、そういうものについても十分な対応ができるのか、改めてお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　農林建設課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君）　農林建設課長。

農林建設課長（齋藤　浩君）　議員がご懸念なされているのは、今の数的にも相当箇所数が多いので、そういうものを個人のほうで業者を委託したときに、その業者のほうでその対応が可能なのかというようなお話だと思います。まさにそういうことはうちのほうでも懸念してございまして、まず今現在は個人のほうから申し込みという形で個々の復旧についての箇所等を教えていただきながら、その現場をうちのほうで確認をして、あと補助金交付申請という流れで持っていますけれども、その際に業者にお願いするときには業者のほうの見積もりを添付でお願いしますよというようなことで進めさせていただいてございます。

それで、業者のほうで受けない場合といいますか、忙しくなってくるというのも当然今の時期からいろいろな工事も入ってまいりますし、災害復旧工事、補助関係についてもこれから入ってくるということで、現在土木業者のほうで余裕のある人員の確保ということではございませんので、なかなか対応しかねるというところも実際出てきてはございます。

ただ、早急に来年の作付にどうしても優先的にしていかなくてはならないというようなことがあれば、そういうものについてはできるだけ対応していただくというような体制

をとっていますし、また、作付までには影響しない、若干仮畦畔をちょっとだけ積んでおけばそこの部分だけ後から直しても大丈夫ですよといったようなところもございます。そういういたものについては27年度の災害復旧予算ということで専決させていただいてございますけれども、そういういたものを来年の刈り取り以降に使えるような繰り越しということも念頭に置きながらちょっとうちのほうでは考えているということでございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） それでは、確認させていただきます。個人所有の敷地内の河川等の被害と土とか砂利とか、私どももえぐられている部分とか、あと田んぼの流入口に対して今回大水が出たんで土砂が入ったりなんだりしていると。そういういたもののえぐられた部分等、そういういた土や現物、そういういたものの搬入等についても村として資材費として認めるのかどうかという点、まず1点お伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 農地であれば個人所有の農地であれば、それは可能であります。可能といいますか、当然であります。農地でない場合のことで先ほども申し上げました。農地でないところが崩れて農地に入ったと。こっちの崩れたところは農地でありませんから補助の対象になりません。しかし、ここに崩れた土砂があります。それを持つていって排除するために、それをこっちにくっつけて、結果的にはこっちも修復になりますけれども、そういういたものは大丈夫といった判断のもとにやってまいりたいというふうに思いますが、ただ、農地でないところだけのものとなると、それが対象外ということになりますので、農地が絡まないところになってくると対象外ということであります。以上であります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 前は見積もりとって工事を行って、領収書で精算するといった話も聞きましたが、現在は見積書でそういういた工事を算定するということでよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これについてはそのとおりなんですが、詳しくは課長から。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 今回の災害が9月10日、11日ということで、刈り取り前にそういった豪雨によって土砂崩れ等によって刈り取り作業ができないというようなところについて

ては、その直後に刈り取りするために暫定的に復旧工事を行った方がいらっしゃいます。そういった方々につきましては、村のほうでも補助要綱を決めたのは後ですけれども、それの適用を9月11日ということにいたしましたので、そちらについては見積もりじゃなくて領収書といいますか、そういったもので補助の対象にしていくということでございます。まだ手をつけていない、これからですよという方に対しましては、見積もりを添付してくださいということでお願いをしているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 3番目に税関係の免除なりなんなりということで改めてお伺いします。

今この回答を受けた際に今回の定例会で承認を受ければそういったふうに減免措置を講ずるといったことですが、税金の申告等がそろそろ始まるわけでございます。そういった意味で、被害を受けた例えば床上・床下浸水とか、そういった方々にチラシというか、そういう指導等についてはどのような方法で考えているのでしょうか。現実に税の申告の際に行うだけとか、そういった意味でお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これにつきましては、もちろん広報なり、そういったもので周知徹底をしていきたいと思いますが、さらには住民税務課長が詳しく述べますので、答弁させます。

議長（細川運一君） 住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） 今回の税金面に対する減免でございますが、詳細につきましては条例案でご説明させていただきたいと思ってございますが、申告にかかわらず今回の定例会におきまして条例制定をお認めいただいた際には受け付けを開始し、28年3月31日までの申請によって減免対象とさせていただきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順2番、早坂豊弘君、登壇願います。

[3番 早坂豊弘君 登壇]

3番（早坂豊弘君） 皆さん、おはようございます。通告順位2番ということで質問させていた

だきます。

私は、さきの11月の住民の方々と、そして議会との懇談会の席で農業に関する質問が出ました。その中で、農業者の方々の切実な思い、そして要望を今回は第1問目として大衡村の農業ビジョンをどう考えるのかということで質問させていただきたいと思います。村は、やはり農業に対してきちっとした骨格づくりをしなければいけないというふうに考えております。その辺について質問させていただきます。

2件目は学校の防犯設備はどのようにになっているのか。これも住民の方々、主にP.T.Aなんですが、要望がございました。そして、さらに学校側からのそういうような要望もありますし、この辺も質問させていただきたいというふうに考えております。

今や、米や牛肉、そして野菜、果物といった国産の農産物の価格は低迷し、生産資材の価格の高騰、何より消費者が安全・安心であるということはわかっているんですが、高い価格と思ってか購買がなかなか伸びていません。それに食品の多様化、ニーズの多様化により米離れが加速的に進んでおります。自給率は低くても飽和状態と言ってもこれは過言でないと思っております。

さらに、国が進めるグローバリゼーションの中、T.P.P、環太平洋パートナーシップ、太平洋を囲む国々が貿易を優先し、輸入・輸出関税の撤廃、我が国の8倍の人口、6倍のG.D.P.P規模を有する世界最大の市場に手を入れ、新輸出大国を目指すようになっているものであります。

これは工業系大企業や一部の中小企業の輸出が広がり、一部分的には景気の回復も担っているというふうに思っておりますが、しかし、収益の伸びる分野もありますが、それよりもこ入れやカンフル剤を投入しなければ著しく悪くなる、場合によってはその存亡さえ危ぶまれる分野があります。それが農業であり、医療、特に医薬品、そして金融。金融は保険分野であります。

ここでは農業を取り上げていくつもりですが、日本の農業の農産物の8割が輸入関税に守られ、生産コスト高の中で小規模農業への安定化、維持、良品質の農産物、つまり安全な農産物、一定の規格化、食味計や糖度計を使いおいしい農産物の生産を行ってきています。国が進めるT.P.Pに対応した競争力の強化、大規模化、グローバリチーンを見据えたマーケティングを鑑み、適応力、経営力のある農業者を育てると言っております。果たしてそれは可能なのでしょうか。

農産物は車のエンジンブロックと違い、鋳型に鉄を流し込んで同じものをつくるような

ものではありません。一人一人の農業者が土づくりをして、種をまいて育てたり、畜産なら子牛を産ませて育てていくものであります。いわば生きているものを商品としているのが農業であります。

米の話になりますが、1993年、GATTウルグアイラウンドの農業合意において包括的関税化の原則のもとに、国内消費量の一定割合を段階的にふやすミニマムアクセス、つまりMA米が輸入されました。最初は国内消費量の3%の輸入量が、今や8%受け入れている次第であります。これまでの輸入量は900万トンを超え、アメリカが輸入されている輸入量が36万トン、タイが33万トン、それ以下となっております。毎年77万トンもの米が日本に入ってきております。

それに、TPPに合意し関税撤廃となれば、国内の需要量の10%から15%は確実に輸入米が占める。国は餌米や畜産、備蓄米を模索しているものではありますが、備蓄米は25万トンから段階的に20万トンに減らす。5万トンも減るのであります。今まで米余りの現象の中で米がふえてきたら、輸入米がふえてきたら、価格は上がるとは言えないと思います。

畜産分野でも、先ほども説明ましたが、大規模化クラスター事業の投入で安価な機械等のリース事業を国が進めております。農家にとってプラスというよりも、これはファイナンス事業、言ってみればそういうような貸付業務、そういうところの金利も高くて、そっちのほうはもうかるかもしれないけれども、農家にとって果たしてプラスになっているのかどうか、はつきり言って疑問であります。大規模化イコール収入安定、リース・イコール・コスト削減では私はないと考えます。

前に農業に関する一般質問もしましたが、農業は国策でやっているので村としてはなかなか難しいという回答もありました。私は国が考えて支援をすること、そしてまた県が考へてできる支援、町村が考へる支援、それぞれやることが違うと思いますし、やれると考えます。

村長は近々農業を考える会を開催し、農業者や関係者の意見を聞いてみると、それはどういう考え方を持っているのか今後に役立てたいという話をしておりましたが、それをどのように役立てていくのか。

そして、米が低価格、つまりことしほは60キロで1万円、去年よりも約1,600円上がっていますいるものの、米の価格は安定しておりません。入札等でも米の価格はさほど入札価格がねね上がっている状態ではありません。下落対策を鑑みて継続支援はこれからも可能であ

るのか、さらに、米プラスアルファの事業、安定所得の確保に大衡産の農産物のブランドの確保拡充は考えていいけるのかどうか。

先ほどの佐々木金彌先輩のほうからも質問がありましたが、機械等の導入の難しさ、高齢化対応策として機械のレンタル事業は今後考えていいけるのかどうか、その辺を大衡農業ビジョンとしてお伺いいたします。

次の質問であります。学校の防犯施設について伺います。

最近、小学校、中学校、ともに不審者の出入りがあると聞いております。その点について村当局は把握されているのでしょうか。特に中学校。国道4号線に即している面、車も多いせいか夜間中学校に用事があるとは思えない人が出入りしていると聞いております。

ことしの夏、中学校体育館脇やプール脇、4カ所に愉快犯なのか、それはちょっとわかりませんが、排泄物があったとも聞いております。大変不衛生で、過去に村民体育館のガラスが割られた件もありますが、今後の対策をお聞きします。

また、体育館脇に今でも防犯カメラあるいはライト等があるんでしょうけれども、なかなか夜間は暗くて見えないというご父兄の意見もありました。やはり、防犯カメラは見えなければ意味をなさないのではないかというふうに思います。駐輪場など、いろいろなところにセンサーライトを含め、ビデオカメラの設置が今後必要になってくるのではないかでしょうか。

さらに、今は冬期間ということもあり日没も早く、確かに通学路の街灯はふえて明るくなっていますきました。しかし、いろいろな意味の中で安全対策をさらに考えていく必要があると考えます。塩浪団地造成工事においてはダンプ等あるいは作業車等の出入りも多く、冬は雪が降ったり凍ったり、路面状況も悪いです。特に小学校近隣にあり、子供の通学路でもあるということもありますし、安全対策を今後どのようにしていくのか、以上のことについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　早坂豊弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の大衡村農業ビジョンについての質問にお答えをしたいと思います。

ことし3月に、今後10年程度先までの国の農業施策の方向性を示す新たな食料・農業・農村基本計画が作成され、食料自給率の目標がカロリーベースで50%から45%に引き下げられたわけであります。一方、食料の安定供給の確保に向けた取り組みを促進するとされ

たところでもあります。

先日、平成28年産米の生産数量目標が発表され、主食用米の需要に応じた生産を推進する観点から、全国レベルでことしより8万トン少ない743万トンと設定されたところであります、宮城県では34万4,906トンとなっております。今後、村への配分が示される予定となっております。

2015年の農林業センサスの速報値が公表されましたが、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加等が進んでいる状況となっており、また、10月には TPP が大筋合意されるなど、農業情勢は一向に改善の兆しが見えない状況となっております。このような状況の中につれて本村のこれから農業をどうしていくのかは本当に非常に重要な問題であると私は認識しているところでもございます。

1点目の大衡村農業を考える会をいつごろ開催し、意見をどのように取りまとめ役立てようとするのかということのご質問でございますが、既に農家の皆さんへはお知らせしております。12月14日から17日まで農林建設班、農林班の2班体制で7カ所の集会所において大衡村の農業を考える懇談会として開催する予定でございます。

今回は実際に農業に携わっている方々から地区で課題となっていることや本村の農業施策に対するご意見等を直接お聞きし、本当に必要とされているものは何なのか、そして、村として重点的に取り組むべきポイントは何なのか、向かうべきところはどこなのかを見きわめていくため、農家の皆さんの生の声をお聞きする場にしたいと考えておるところであります。可能な限り今後の施策に反映させてまいりたいと思っておりますので、ぜひ多くの農業者の皆さんに参加していただきたいと思っているところでございます。

また、JAあさひなの協力を得ながら集落営農の推進や豪雨災害復旧事業に関する説明もあわせて、そのときに行うこととしております。また、時期を同じくして人・農地プランのアンケートも現在実施しているところであります。

先般、大衡村では集落営農の組織が設立を迎えた組織が3例目ということで、実は大衡下地区で先般、日曜日でしたか、その設立総会があったところでありますて、本当に今、まだ法人化は5年後を目指すということでございましたけれども、そういうものを立ち上げて、そして、規模は小さいながらもやっていこうという衡下地区の皆さんの熱意が私は大変うれしかったと思っております。と申しますのは、それを機に他地区にもその事例を参考にしていただいて、農業生産組織の立ち上げといったものが加速されることを私は期待をしているところでございます。

次に、2点目の村として米の米価下落対策として昨年のような価格補填は考えられるかということのご質問でございますが、平成26年産米においては概算金が過去最低だった平成22年産米の8,700円を30円下回る8,400円と大幅な下落になったことから、稲作農家の経営安定を図る観点から緊急対策として、昨年度60キロ当たり400円の助成を行ったところですが、平成27年産、ことし産米の概算金につきましては主力品種のひとめぼれで60キロ当たり1万円となったことから、昨年に比べ1,600円高くなつたところでありますので、今年度の助成は考えていないということでございます。

しかしながら、そうはいっても10月に大筋合意に至ったTPPによるさらなる米の輸入による米価への影響も懸念される中で、国において農業分野への対策が検討されているところであり、今後の米価にどのような影響があるかについては不透明でありますので、現段階ではTPPの発効時期や国の対策等、状況を慎重に見きわめていく必要があると考えておるところでございます。

次に、3点目の大衡産の農産物ブランドの拡充はどう考え進めるかということであります。

ブランドとして何かつくればいいというものではなく、販売戦略もあわせて取り組んでいくことが重要と考えておるわけであります。現段階で大衡村で唯一無二の農産物は何なんだということはちょっと考えにくい今現状にあるところであります。まずは大きな販売チャネルを持っているJAあさひなと連携することが私としては一番重要なことではないのかなというふうに思っておるところであります。JAで進めておられますホウレンソウや曲がりネギ、あるいは今後重点栽培品目に取り組むというお話を伺つておるところのアスパラガスなどの生産農家をふやしながら、年間を通じての収入確保や単位面積当たりの所得が向上するような施策が大事なことだと考えておるところでございます。

また、村として新たな取り組みとしては、以前に質問のあった村花であるキキョウを生産し、食材や薬用植物として利用できないかという、あるいは近年の温暖化により果実の生産の可能性についても検討が必要ではないのかなとも考えているところでございます。

いずれにしても早坂議員もJAあさひな農協理事として大変なご見識を持っておられる方でございますので、そういう意味で積極的に村のほうにも働きかけてアイデアを提案していただければなというふうに思つておるところでございます。

次に、4点目の農業用作業機のレンタル事業ができるかということのご質問でありますが、現在、村の単独補助事業として地域農業の振興と農作業の効率化を図るため、個人ま

たは複数の農家が共同でおおむね2ヘクタール以上の区画整理や用排水路整備、また暗渠排水の整備に要する経費について2分の1を助成する小規模基盤整備事業と、米の生産調整に対応するために転作田を畠地化する暗渠排水整備、排水路整備及び畦畔撤去に要する経費の2分の1を助成する畠地化支援事業がございます。

この暗渠と水田を畠地化するという、畦畔を撤去するということの、この2つの事業について2分の1の助成、補助を設けております。今年の最高、その活用をされた事例では半分で三十何万、ですから総額で六十何万ぐらいの人の申請がございました。そういうことを積極的にご利用なさって、畠地化、そして、そこから生まれる野菜とか、脱米といいますか、そういうことに資していただければなというふうにも思うところであります。

一般的には工事に係る施工業者の見積書の金額をもとに補助金の算定を行っているということですが、これらの作業を農業者みずからが行うために建設機械をレンタルした場合のレンタル料につきましても、各補助金交付要綱の運用により事業経費として対象とすることは可能であります。と申しますのは、先ほどの災害で崩れたところを建設機械を借りて直しても、それもなるということと同じ理屈でございます。なので、ぜひ有効にご活用いただきたいと思います。

農作業の効率化を図るために必要不可欠な農業用機械につきましては、導入に大きな設備投資が必要となることから、利用頻度の少ない農業用機械をレンタルにより導入しコスト削減を図ることは農業経営の健全化には有効な方法であると考えますが、現在農業用機械のレンタル経費についての助成はございません。レンタルはありません。

なお、国の攻めの農業実践緊急対策事業における効率的機械利用体系構築事業については、担い手の機械作業集積等の要件はありますが、リース導入経費の2分の1の国庫補助事業がございます。

また、畜産の経営強化を図るための畜産収益力強化緊急支援事業として、畜産用機械装置の導入経費の2分の1を補助するリース支援事業が国の平成26年度補正予算で措置されております。制度の有効利用を図るため、現在JAあさひなが中心となって郡内町村で畜産クラスター計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

農業問題につきましては課題が山積していることは早坂議員もご承知のことだと思いますので、ぜひとも建設的なご意見を、先ほども申し上げましたけれども、建設的なご意見をお聞かせいただければ幸いというふうに考えているところでございます。

次に、2問目の学校の防犯設備の質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学校など夜間に不審者の情報を把握しているかとのご質問ですが、把握してございます。ことしの2月と7月に議員おっしゃるとおり村民プール内及び村民体育館脇に不審者が侵入しております。そして、その行為は排泄行為を行ったということであります。先ほど愉快犯のかななんていう話もありましたが、そういったことで今トイレはどこにでもあるといいますか、コンビニなりなんなり沿道にもあります。そんな中でそんなところにやらなければならないのかということも本当にわかりません。嫌がらせというか、愉快犯といいますか、そういったことなのかなと思いましたが、これらの行為につきましてはいずれも深夜に行われており、翌日直ちに大和警察署へ通報し、中学校の防犯カメラ等の解析等の捜査や周辺のパトロールを強化していただいております。また、中学校においても敷地内のパトロールを強化しているところであります。

次に、2点目のさらなる防犯カメラ、センサーライトの設置を考えてはどうかというご質問ですが、既に中学校においては防犯カメラ2台、昇降口前と村民体育館東側に設置しております。さらなる防犯カメラやセンサーライトの設置につきましては、先生方のお話も伺いながら大和警察署等の関係機関と相談しながら検討してまいりたいというふうに思うところであります。

この先ほど言った排泄行為のあった2点、その後大衡駐在所さんがそれらしき人ではないんだろうとは思いますけれども、たまたまそういった深夜に出くわした人に職務質問をなさったそうであります。その後にそういったことはなくなったという、だから、それが運動しているかどうかはわかりません。そういった情報も得ておるところでございます。当然職質したということは人物も特定がされたんだろうというふうに思います。そういうことで、駐在所さんにも大変ご迷惑をおかけしたなというふうにも思っているところであります。

次に、3点目の子供の通学への安全対策ということでご質問ありました。

本年3月に通学路安全プログラムを策定しており、内容につきましては総務課、農林建設課、小学校、中学校、大和警察署、大衡駐在所、教育委員会をメンバーとする通学路安全推進会議の中で合同点検を実施し、歩道整備や防護柵設置のハード対策や交通規制、それから交通安全教育などのソフト対策など、必要箇所に応じて具体的な対策を検討しているところであります。

冬期間の通学路安全対策につきましても、防犯等の必要な箇所の調査やパトロールを実施するなど、関係機関と連携を図りながら事件事故の未然防止に努めてまいりたいと考え

ておるところでございます。

次に、4点目の塩浪地区住宅団地造成工事に伴う安全対策についてのご質問であります
が、大型ダンプなどの工事関係車両は小学校及び児童館前村道は通行禁止としておるところ
でございます。また、流用土運搬や資材搬入等に伴う作業用車両の通行経路も、児童の
通学はもとより、近隣住民の方々へも配慮しながら工事を進めているところであります。

流用土運搬というのは、申し上げますと、これは下にある防災調整池の築堤のために流
用する土という意味であります。流用土。それを今あっちは運んで、皆さんわかっている
と思いますが、運んでいるところでありますが、その経路についても一切塩浪地区を通ら
ないで、奥田西線を経由して、大衡落合線を経由して、4号線を経由して、そして松本に
持っていくという経路でもっているところであります。

通学にはできる限りの安全対策を講じているところであります。この安全対策につきま
しては、現場の工事着手前の住民説明会と小学校や児童館、こども園にも個別に説明会を行
っております。そして、懸念される問題についての聞き取りも行っており、その内容に
配慮しながら工事を進めているところであります。今後につきましても小学校等へは工事
の進捗状況などの情報提供を継続的に提供しておりますし、小学校等からも要望などを伺
いながら安全対策に万全を期して事故防止に努めてまいりたいと考えているところであり
ます。

以上が早坂議員に対する回答でございますが、あとは自席に戻りまして回答させていた
だきます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前1時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 先ほどは村長にご丁寧な答弁ありがとうございました。再度かみ砕いて一
つ一つ質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、先ほどの1番目、大衡の農業ビジョンをどう考えるかということでの題目1とし
まして、大衡の農業を考える会を12月14日から17日まで建設班、農林班として2班体制で

7カ所の集会所においていろいろな話し合いをすると、農家の方との話し合いをするというんですけれども、どのように役立てるかということで説明はいただきました。

ですが、30年をめどに減反政策も廃止になる、そして個別所得補償も廃止になるということがあれば、いろいろ議論も当然していかなければならぬんですけれども、その辺前倒ししながら早急に進めなければならないこともあるんじゃないかなというふうに考えるんですが、いかがですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えします。農業問題をどう考えるかということありますから、まずもって農業を考える会といいますか、懇談会をまず開催して、そして、先ほども申し上げましたとおり大衡村の抱えている農業の課題といいますか、そしてまた実際に農業にかかわっている方々のいろいろな要望といいますか、自分なりの今後の農業に対する考え方、進め方、そういうもののなどをぜひ忌憚のない形で出していただきて、それをもとに大衡村でもどういった方向がいいのかといったようなことを策定する前段の資料とさせていただきたいというふうな形でするという考え方でありますから、その辺ご承知おきをお願いしたいというふうに思うところであります。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　いろいろな意見を集約しながら農家の方々の要望を聞いて、それをまとめて今後に生かしていきたいということでしょうけれども、2番目の中にも載せておりますけれども、米価がなかなか思うように上がらないと。去年に比べれば確かに60キロ当たり1万円ということもあります去年よりは高いんですけども、将来的な展望の中でやはり米の価格というのはそう上がる要素がないというふうに私も理解しているんですが、今後大衡村の中には農家の方々のもう9割以上の方々がほとんど米作をやっているという現状があります。それを今後こういう形で下落対策ということに関していろいろ検討していく余地というのはあるのでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　価格対策については、これは需要と供給のバランスといったものが当然最大の要因であるというふうに思いますが、ことしは1万円であります。なので、昨年のような助成は行わなくともいいのではないかといった判断のもとから助成はしないということであります。

したがいまして、米一辺倒といった個々の農家における経営の戦略といったものを今後

どうやって見直して、個々の責任において見直していただければいいのかなと。それはどういうことかと申しますと、先ほども申し上げました畠地化の半額助成やら、そういったものを活用して、米一辺倒ではなくて畠作のほうにも目を向けていただければなと。そして、新しい作目も、先ほども申し上げましたけれども、ホウレンソウ、曲がりネギ、そしてまたアスパラガス、そういったものがあさひな農協でも重点的に推進するという情報も入っておりますので、そういう例を挙げさせていただきましたが、さらには果樹とか、そういうしたものにも目を向けていただいて、1品目だけの単作じゃなくて、いろいろな面で収入を確保できるような体制が各農家個人個人におかれましてもとられるように誘導といいますか、そういうこともしてまいりたいと思いますし、さらには先ほど申し上げました集落営農のさらなる推進、そういうものがやはり今後必要になってくるのではないかなどというふうに考えているところであります。

議長（細川運一君）　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　米一辺倒でなく畠地化対策、補助金も2分の1出しているという話もいたしました。確かに大衡の場合、地形的にいっても、基盤整備も進んでいない現状の中で米を生産していくかなければならないと。そういう意味では、例えば大崎平野であったり、ほかの地域から比べればかなりのリスクを背負った農業体系になっているんじゃないかなというふうに考えます。

先ほどの畠地化の補助金の関係もありますけれども、いろいろ農協でもやっている例えば曲がりネギであったり、このアスパラというのはまだ一応検討段階なんですけれども、一応やっていくとなったときに、いろいろなそういう資材関係、そういうものも出てくると思うんですが、そういうものに対して、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、いろいろな農協等に営農指導のご指導をいただきながら進めていきたいという話もいただきました。その辺のセッティングをどのように結んで、そして資金面の援助というのは今後どういうふうに考えていくのか、その辺まずお聞きします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　本当にそういった意味では大変大衡村は非常に耕作面積はいいんですが、1枚当たりの圃場が本当に狭隘な圃場で今営農されているのが大多分であります。そういったことで、まずは圃場整備が今まで国営とか県営、そういったものを取り入れて各地でやられていましたわけですが、しかし、それも今もうそういったことが望めないという状況の中にあって、そうしたら大衡ではどういったことで1枚1枚の圃場を広げていく、

そういう事業にも援助できないかなということも考えていかなければならぬと思いますし、さらには、今おっしゃられましたいろいろな作目があるわけでありますが、米一辺倒じゃなくて、そして、ほかの作目にも目をつけてはどうかというのはもちろんこれは当たり前の話であって、今後進めていく最重点的な話になってくるんじゃないかなと思います。

現に今野菜をつくられている方によれば、仮に野菜を1反歩つくったとして、それを成功させてつくった場合、荒らしてつくったというんじやなくて、その場合に田んぼに換算すると1町歩くらいの収益にはなると言われておるようあります。やはり、そういった観点から、収益というか、売り上げです。売り上げがその1町歩に匹敵すると。1反歩畠をつくっても1町歩ぐらいの。でありますから、畠を1町歩つくれば5町歩つくったぐらいの売り上げが見込めるというような、そういった単純計算にはもちろんいかないんだろうと思いますけれども、それがあるわけです。

それから、やはり面的な土地利用型の作物が必要になってくるんじゃないと思うんです。例えば3町歩つくっている人がみんなその3町歩を畠にするわけにはもちろんいきません。なぜかというと労働力が足りないということもありますし。なので、大きな面積を利用して大規模作物を生産するという意味からいうと、例えば色麻なんかでもやっています。例えばホウレンソウはハウスでありますから、露地でネギをやったり、それから、露地でキャベツをやったり、そういった面積を大きく使ってもやれる、そういった農業も色麻のほうでやっているということで、ただ、色麻の場合は加美よつばという大きな、大きなと言えばおかしいんですが、JAの組織がありまして、その中でキャベツだったらキャベツ、それが集荷した。でも、それはすぐに市場に出荷するものももちろんあるんですが、時期的にずらして置けるような、そして出荷できるような大型冷蔵庫を持っているということで、そういったことも可能になってくるということあります。

そういったことも踏まえながら、我があさひな農協さんと連携を図りながら、あさひなさんでもそういうことができるかどうか私はまだそういう段階ではありませんのでわかりませんが、連携を深めてそういった土地利用型の作物あるいは豆、麦、もちろんあります。これも今豆、麦は補助金頼みでありますから、そういったことで補助金云々では先行き不透明ということあります。そういったことで、土地利用型の作目もぜひ発掘してまいりたいというふうにも思うところであります。

議長（細川運一君）　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）いろいろなそういうような畠地化してつくる品目を決めながら、いろいろ田んぼにかわる収入減を見出していくということでしょうけれども、例えば今農産物のブランドということでも私考えたんですけれども、例えば遊休農地が政府の考えでは今度1.8倍の税金に上がる予定を考えていると。そして、さらに土地集積のほうに入れば半減するというような話も出ております。

大衡村でいろいろそういう遊休農地というのはいっぱいあると思うんですけども、例えばトラクターが入らない場所、そして、先ほども暗渠しても水はけが悪い場所、いろいろなそういうような不合理なところもあるんですが、そういうところも含めながらこういうような野菜、畠地化対策というものをさらに推し進めてその経営に役立てていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考えは。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　私がさっきお話ししたことに重複しているような感じもするんですが、先ほど答弁していると私は思うんです。

それはそれとして、本当にそういった農業はこれまでそういったご質問たくさんございました。なかなか本当に決め手がないというのが当然これまでのお答えでもありました。今すぐ例えばカンフル剤的なものを何かといった場合に、今すぐに何ですということはまだ決定できる段階でもありません。したがって、今度の農業を考える集落懇談会を開催させていただいて、そこでいろいろなご意見を集約させていただきまして、よりよい大衡村の農業のビジョンを策定していければなとも思っているところであります。

先ほども申し上げましたとおり、早坂豊弘議員におかれましてはJAあさひなの理事さんということで、本当に大衡村のみならず、黒川郡、そして県内の農業のまさに先頭に立って活躍されておられる方でありますから、そういった質問ばかりじゃなくて、ぜひこういうようなことをやったらどうかといったような提言なども出していただければ幸いではないかなと思うところであります。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　それでは、提言いたします。

農業用作業レンタル事業についてなんですかけれども、具体的なことを言えば、農家は頻繁に使う機械じゃないもの、それで高価なもの、例えばバックホーのようなものとか掘り上げ等に使うとか、そういったようなものがあると思うんですけれども、いろいろ秋の長野の研修の件なんですけれども、小川村に行った際にいろいろそういう農機具、向

こうは山間地帯ということもありまして、なかなか農業に対して利便性の悪いところなんですが、そういったようなコンバインの果てからのレンタルもやっているようなんですかけれども、そういったような機械のレンタル化というのは今後どういうふうにかしていただける方向性ではないでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほども申し上げましたけれども、1問目でしたか、レンタルについてはやはりこれは議員おっしゃるとおり今後当然考えていかなければならない課題の1つかなというふうにも思っております。

前にも私は申し上げました。例えばの例としてなんでしたが、例えば1枚1枚の圃場を拡大するためにはそういった重機をリース会社から借りてきて、それをみんなで利用する、そういったリース料を村で補助するといったようなことも必要ではないかということを前に申し上げました。全くそのとおりでございまして、そういったことも含めて今後検討をもちろんしなくてはならないと、そういう時期にきてるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺につきましてもぜひいろいろお知恵を拝借できればなと思っているところであります。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　時間がないので2問目に入りたいと思います。学校の防犯設備について再度お伺いします。

不審者が出入りがあるということは把握されているんですが、今後具体的なことを言えば、例えば夜に大和署でのパトロールも大衡中学校の体育館脇も見回ってもらうとか、そういったような具体的なことというのは考えていらっしゃるのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えします。先ほども申し上げましたけれども、そういったことで大和署の大衡駐在所の前田所長がパトロールして職務質問したということを伺っております。そして、その後はそういったことがなくなったんだということありますから、そういった意味で、だからといって安心ではありませんので、もちろん関係機関、もちろん警察等々とも連携を深めまして、そういったことに対処してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　この質問をする際に私も駐在所に行っていろいろなことを駐在さんほう

からも聞いた経緯があるんですけれども、なかなか駐在所でやれる範囲はそんなに、1人でやっているものだからできないんだという回答だったです。だったらば、本署である大和署にパトロールを依頼したらいいんじゃないかということも1つ考えたんですけれども、それも含めながら警察と連携をしながらその辺も検討していきたいということなんですけれども、過去に答弁書にもありましたけれども、中学校の体育館の村民体育館のガラスが割られたということもありまして、さらなる防犯カメラの設置やセンサーライトというのは、これは急務ではないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょう。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　防犯カメラが2機今設置されているということですが、十五、六年ぐらいになるんだろうというふうに思いますが、その当時の機械でありますから精度といいますか、そんなによろしくないということで、その防犯カメラに映っている車なり、そういうものが映ってはいるんですけども、それがくっきりと人物やら車両を確定できるような性能ではないということは報告あります。

なので、そういうことに対処するために最新の防犯カメラに更新するなり、あるいはもっと何らかの方策があればそういうものを取り入れるなり、といったことが考えられると思います。今現時点ではそれをどうします、こうしますという答えは差し控えさせていただきますが、いずれにせよそういったことで不都合であればみんなで考えていかなければならぬというのは、それは議員も我々も共通した認識だというふうに思っております。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　P T A のほうからも駐輪場ですか、子供の自転車のいたずらも結構あるんだと。中学校の側の要望もそういうものもあったみたいです。できることであればやはりそういうような防犯カメラの設置をふやしてもらえる方向、それも今式のもっと明るいものと。センサーライトもふやしてもらいたいんだということもあるので、ぜひともお考え願いたいと思います。

冬期間、今もう4時過ぎになってくると暗くなるんですけども、子供の通学への安全対策ということで一応いろいろ回答書ももらいましたけれども、通学路は確かに以前に比べればもう街灯も結構ついて明るくなって安全性は増しているのかなというふうに思うんですが、昨今イノシシも結構多くなってきてますし、いろいろなそういうものに出くわすということも想定内に入るのかなと思うんですけども、そういうものも含めた安全指

導とか学校側でやっているのかどうか、その辺お聞きします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　議員がご指摘のとおり、本当に日が今短くなっています。また、通学路にまで出没しているかどうかの報告はまださだかではありませんけれども、大瓜あるいは松原等々のほうではイノシシやら、そういった鳥獣が出没している、あるいは熊ですか。熊は今はもう冬ですからいないんだろうと思いますけれども、そういったことは当然本当に危惧されるところでございます。

なので、そういったことも踏まえまして、通学路安全のプログラムといいますか、そういったもののあれがありますので、その辺については教育委員会のほうから答弁をさせます。

議長（細川運一君）　教育長。

教育長（庄子明宏君）　学校教育の中での安全教育につきましては、安全教育だけではなく、安全教育と安全管理、それから組織活動という3つの中で教育を行っております。

安全教育というのはまさに子供たちがみずから安全に行動したり、ほかの人や社会の安全のために貢献できるようにするという目標を持った教育が安全教育というふうに捉えております。

それから、安全管理ですが、安全管理につきましては生徒ではなくて、中心となるのが学校であり、そして教育委員会、そして関係諸団体というふうになると思いますけれども、児童生徒を取り巻く環境を安全に整えるところの安全管理というふうに考えていただければと思います。

それから3つ目ですけれども、今言ったところの両者を含めて、やはり組織的に当たっていかなければ安全教育というのはなかなかできないなというふうに考えています。ちなみに学校内での安全教育の領域につきましては、今お話しした生活安全、それから交通安全、災害安全など3つの領域が挙げられるわけですけれども、今現在、過日も中学校でドラッグのお話を講演をいただいたという件もありますが、さまざまな面から安全という言葉を通学だけではなくて、あらゆる角度から安全教育ということを持っていかなければならないというふうに考えております。

ということですので、これからやはり安全教育というときには1つだけではなく、目の前にあるものだけじゃなくて、先ほどお話ししましたとおりみずから自分を守ができる安全教育、それから人を助けてあげられる安全教育、そして、私たちは学校であれば

学校の先生方、そしてPTAの皆さん、そして関係諸機関と連携をしながら活動しなければならないと考えております。

ですから、先ほど出ました集会所での会合の中で学校からの要望、PTAからの要望というお話がありました。普通であれば学校からの要望、PTAからの要望は校長を通して教育委員会のほうに上がってくるところなわけですけれども、上がっていない部分もあるということであれば、今後さらにPTAと学校と、それから教育委員会、連携機関も含めまして改善をしていく必要があるなと考えております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 最後の質問にいたします。1つが、確かに通学路だけでなく、その脇道にそれたものも子供にとっては通学路なんだろうなというふうに認識しております。暗いところも自転車で部活が終わった後に帰っていかなければいけない子供の姿も見ております。そういうものを何もなければいいなというふうに今親心で見るわけなんですけれども、今後、先ほどの不審者の件もありますし、いろいろなイノシシとか熊、今は寒くなっているから熊なんか出ないと思うんですが、そういうものもあるんで、最善の注意を払っていただければというふうに思うんですが、最後の答弁を求めます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 安全教育は私たちが学校教育の中で安全な社会を実現するためには欠くことのできない保障されたものだと考えております。そういう意味でも、きょう早坂議員さんからご指摘いただいた点も含めまして、教職員、保護者、地域の方々ともども子供たちが安全に過ごせるように今後進めてまいりたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 通告順3番、斎藤一郎君、登壇願います。

[5番 斎藤一郎君 登壇]

5番（斎藤一郎君） 斎藤一郎でございます。関東・東北豪雨関係について一問一答方式により質問をいたします。

9月10日から11日朝にかけての豪雨により、一級河川善川からの濁流により、刈り取り前の稲が泥や流木、さらにはプラスチックなどにより、コンバインによる刈り取り作業、さらには乾燥、もみすりにも大きく影響を及ぼしました。時間雨量最大で11日午前1時に59ミリ、24時間雨量で270ミリと大変な被害となりました。善川、埋川の下流域で生活しております衝下地区の住民にとりましては、水害は経験しているとはいうものの、想像以

上でございました。

村の広報10月号表紙写真を見てもおわかりのとおり、善川堤防の一部が欠けているところから多量に大水があふれ出し、田んぼを飲み込み、衡下から農協に通じる野畠松本線の歩道があのように無残に流失いたしました。

私も11日の午前0時半ごろから大衡駒場線の冠水現場におりましたが、古館橋付近左岸堤防が欠けている善川から田んぼに大量に流れ出しているではありませんか。直径1メートルのヒューム管2本と直径30センチもあるクルミの木と思われる大木が根っこをつけたまま田んぼに150メートル近くも流れ込んだ現実を見ますと、いかに勢いがあったか想像もできると思います。

国道4号から下流の善川において右岸、左岸、合わせて8カ所が欠けているのであります。一刻も早く善川の欠けている部分の築堤を急ぐよう、管理者であります宮城県に直訴していただくよう村長にお願いするものです。

床上浸水4世帯が全部衡下地区というのも、築堤がおくれたことも一因あると私は考えております。村長はこの現実をどのように認識しておられるのか。すぐにでも工事着手していただきますように県のほうに直訴すべきと考えますが、村長の考え方をお伺いするものであります。

続いて2問目に入りますが、今回の水害発生の際、村は住民に何を呼びかけ、何の協力体制が必要だったのか、住民と職員の対応についてお伺いをするものです。地区分館や各家庭に防災マップを配付しておりますが、今回の災害に生かせたと思いますか。職員用に防災マニュアルが作成されておりますが、徹底されたのでしょうか。防災マニュアルではどのような配備基準があるのか。

広報10月号によりますと、10日の午前に警戒配備体制をとり、11日午前3時20分に2号配備に格上げされておりますが、その間1号配備はなかつたのか、お伺いしたいと思います。

また、避難指示のあり方について適切に指示されたのか、お伺いをするものです。防災マニュアルでは避難場所を地区ごと、村内22カ所設けておりますけれども、なぜ今回避難された方々を避難場所を平林会館に変更したのか、お伺いするものであります。

それから、2号配備となりますと全職員を招集し、組織を挙げて活動に入るわけでございますが、2号配備に入る命令というものはどなたが出すのか、お伺いをいたします。その際、村の幹部はもちろん、消防団長などとの連絡体制、状況把握がうまくできていたの

か、お伺いをするものです。

それから、水害被害に対する支援策について、いろいろ議員の方も質問されておりますけれども、村単独事業も予定しておりますからもっと早く村民、住民に周知すべきでなかったのかなというふうに思うわけであります。

最後に、災害発生では自治体が隨時インターネットやホームページを活用して情報発信すべきだったと思いますが、村の考え方をお伺いするものであります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　斎藤一郎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1問目の善川築堤関係のご質問でございますが、その中の1点目、善川から流れ込んだ現実をどのように認識しているかとのご質問でございますが、本村では9月11日の集中豪雨では午前1時に1時間当たり59ミリ、先ほど議員お話しのとおりでありますが、記録して、11日午前10時までの24時間の総雨量が270ミリとなっております。住宅の浸水、そして道路や河川、また農地や農業用施設への被害を甚大に受けましたが、ご質問の宮城県管理の一級河川である善川でも重大な被害が生じたところでございます。

善川流域では100年に一度程度の確率で発生する大雨、2日間総雨量でもって335ミリを想定した洪水防災マップを作成しておりまして、そして、洪水エリアを想定していたところでありますが、今回の豪雨ではこの想定エリアを大きく超えて善川の堤防未改修区間のみならず、堤防を越水した箇所があり、大瓜上地区から衡下地区、大和町境までの約356ヘクタールの広い範囲で水田や宅地が冠水したところでございます。

特に国道4号東側下流部の未改修区間においては、住宅の床上・床下浸水の被害や村道竹ノ内蒜袋線及び海老沢持足線の持足地区への経路が道路の冠水や土砂崩れなどにより一時的に孤立した状態になるなど、人命に危険が及びかねない状態であったことや、県道大衡駒場線や村道野畑松本線の歩道が崩落するなど、道路インフラも大きな被害があったことからも、改めて完成断面での早期の築堤の必要性を強く認識したところであります。

先ほども招集のご挨拶等々でも申し上げました。本当に今回想定外の降雨量だったということでありますが、その想定外という言葉はもう死語であると私は思っております。常にいろいろなことを想定して災害に備えなければならないと、今度の水害においてそういうふうに教訓として私も勉強させられたということであります。

善川は先ほどお話したとおり県管理の河川となっておりますので、崩壊した護岸の復旧につきましては公共土木災害復旧工事として国に申請されており、現地査定を経て今後復旧が図られるものであります。

次に、2点目の善川築堤工事を強力に働きかけるべきというご質問です。

未改修の区間における築堤についてであります。今般は特に甚大な被害が生じたため、県では通常の災害復旧分とは別に関連事業として堤防未改修区間にボックスカルバートを設置し、護岸築堤を行う計画とのことであり、今後財務省との承認手続が必要ではありますけれども、未改修区間解消に向けて一歩も二歩も前進したようありますので、築堤後の内水対策の課題も含め、地域住民の安全・安心を図るため、今後とも粘り強く県に対して要望を継続してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解をお願い申し上げる次第であります。

次に、2問目の関東・東北豪雨災害から学ぶ対策についての質問であります。これにつきましては1点目の地域防災マニュアルについてのご質問であります。職員に対しては地域防災計画に基づき職員初動マニュアルを配付しており、マニュアルに基づきそれぞれ対応することになっております。

このマニュアルは、災害発生時から48時間以内の応急活動を職員として迅速かつ適正に実行することを目的としているものであります。災害発生時から48時間以内の応急活動を職員として迅速かつ適正に実行することを目的としているものだということであります。

次に、2点目の避難指示のあり方が適切だったのかということであります。当日は午後から衡下地区で冠水が予想される2世帯、これまでもたびたびこの2世帯の方々については、こんなに大きな雨が降らなくても冠水していた地帯であります。その住宅入り口に土嚢を設置して住宅への越水対策をとっておりました。

しかし、夜半過ぎからの大雨により土嚢を越えて住宅敷地内へ雨水が流入し始めたため、職員が避難の呼びかけを行ったということであります。その後、雨水流入がとまらないため、平林会館へ毛布等を準備し、避難をしていただいたものであります。

議員ご指摘のとおり、なぜ平林会館なのかというお話であります。本来ですと地区的集会所へ避難誘導を図るべきところではありました。しかし、衡中地区や大瓜上地区においてもその当時の雨水の流入が激しいところがあつて、その方々に対しても避難の呼びかけを行っておりました。なので、夜間、しかも豪雨状況からして避難所の分散を避けるために平林会館に避難誘導を行ったものでございます。浸水や崖崩れが想定された危険箇所に

については、真夜中ではございましたが職員が直接出向いて避難の呼びかけを行っておるところでございます。

次に、3点目の村幹部の体制は十分に連携がとれていたのかとの質問であります、当日は副村長を筆頭に、総務課、農林建設課、都市整備課の職員で体制を組みながら情報収集や現地確認、応急措置等の対応をしておったわけであります。そして、大雨特別警報発令後は私以下、全職員が災害対策本部設置のもとに災害対応に当たったものでございます。

次に、4点目の水害被害に対する支援策はとの質問でありますが、今定例会に豪雨災害による被災者に対しての村税の減免に関する条例を、先ほども説明申し上げましたが、上程しており、可決承認をいただいた上で、この条例をもとに村民税、固定資産税、国民健康保険税についての減免対応をさせていただくこととしております。また、農地や農業用施設のうち小規模のものについては農業用施設等維持管理支援事業補助金交付要領の一部改正を行って、先ほども申し上げましたが、補助率を80%まで引き上げて対応させていただきたいと考えておるところであります。

次の5点目、インターネットを活用できなかったかとの質問でありますが、災害情報発信のためにホームページ等を活用すべきところではありましたが、短時間の降雨による被害情報の連絡がその他いろいろなところから次々と入ってきており、その対応を優先させたために、ホームページにまでは手が回らなかつたのが実情であります。今後は今回の災害を教訓とした災害対応体制の再構築を図りたいと考えているところでございます。以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今、答弁をいただきましたけれども、まず善川の関係でございますが、完成断面を目指して早急にお願いすると。しかし、今の善川の断面は暫定断面と聞いております。ですけれども、その暫定断面ですら8カ所も欠けているんです。ですから、村長さんにもちょっと写真を見ていただきましたけれども、もうその善川から欠けている部分からどんどんどんどん流れてきて、そのヒューム管、あんなヒューム管、何で流れてきたんだと思うくらいの勢いで田んぼ側に水が流れていっているんです。

ですから、まず完成断面を目指してじゃなくて、先に暫定断面でもしようがないですから、まずその8カ所の欠けている部分を早急に築堤していただくようにお願いはできないものでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほど申し上げましたボックスカルバートでの、それが完成断面じゃなくて応急断面なのかなと私は理解しているところであります、そういったことで早急に対応するというふうに私は理解しておりますが、詳しくは農林建設課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） お答えいたします。善川関係につきましては現在まさに査定を受けている段階ということで、余り多くの情報というのは入ってきておらないところですけれども、まず、県としては善川関係ということで8カ所の災害査定を受けているということでお伺いしてございます。そのうち災害関連工事、先ほど答弁の中にあったと思うんですけども、それが3本ということで、そちらの中で早急に、手続を経てということになりますけれども、進めていくということでうちのほうでは聞いているところでございます。

まず、災害そのものの災害復旧につきましては、通常は原形復旧というのが基本でございますので、今暫定断面ということであれば暫定の崩れた部分について直すというのが基本でございますけれども、それでは今回のような切れているところ、欠けているところと言われていましたけれども、そういったものがあることによって堤防としての機能を果たしていないということで、再度同じような災害が起きるということが懸念されますので、それに向けて関連のほうの申請をしているということでございます。

12月の5日でしたか、河北新報の文のほうに載りましたけれども、これは国土交通省のほうで12月4日にプレスリリースをしているものがございまして、それは何かと申しますと、災害対策等緊急事業推進費の執行についてという題名で公表されてございます。その中に災害復旧の今回、通常の災害といったものではなくて、そういったものが今後起きないような整備をしていくということに対する執行ということが公表されてございます。その中に地域治水対策事業鳴瀬川水系善川ということが箇所づけといいますか、そういったことであります、その中では国道4号の一番上の東側と先ほど言っていましたけれども、そこから大衡城のすぐ下、あそこをもう橋を渡ってすぐにも冠水した状況ということになっていましたので、そこも含めて両側の築堤に向けて推進していきますというような計画で、これはホームページのほうにも詳細といいますか、この表が載っているんですけども、これを見ていただきますと推進費の施工箇所が当年度施工というところが色づけに入っていますので、これは期待にもなりますけれども、先ほど欠けているところとか暫定になっているところ、そういったものについて今後早急な対策が図られるものとい

うふうに期待しているというところでございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今、課長のほうから説明がありましたけれども、私も河北新報を見ておりました。結局善川等が一級河川でありますけれども、国直轄じゃなくて県管理ということで、3河川で2億3,500万円の予算をつけたと。ただし、県管理なものですから補助金が2分の1ですよということで、善川部分は8,000万円かなというふうに単純に理解をしたんですが、そのボックスカルバート、私は技術屋じゃないからわかりませんけれども、課長も大衡駒場線はしおりゅう通っているからおわかりかと思いますけれども、古館橋のすぐ根っこに古館前排水樋管という、きちんとハンドルで樋管を開け閉めできる装置がきちんとあるんです。ですから、今回のボックスカルバートというのはどういう処理の仕方をするのかわかりませんけれども、村長がもう想定外というものはないんだと言うように、私もニュースや何かを見るたびそんなふうに思います。

ですから、その辺も再びこういうことで災害が、ある意味でそこを開けたことによって水が流れたんですから人災とも言えますけれども、そういうことのないように、衡下がまさか4世帯も床上浸水になるとは思ってもみませんでした。ならないように一つ一つ何とか手を打っていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、齋藤議員のおっしゃるとおりであります。本当にそういった意味では被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げるところでございます。今後はそういった、先ほども何回も申し上げておりますが、想定外などという言葉は本当に死語になったなというのが私も実感としてあるところでありますし、常に何事においてもいろいろなことを想定しながら、それに対処するための万全な対策といったものが必要不可欠であるというふうに考えているところであります。

先ほどの北堰近くの樋門につきましては、私もそこから水が逆流といいますか、そういったこともあったようなふうにも聞いておりますので、その辺について詳しくは農林建設課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） まず、欠けている部分といいますか、大衡全体では4号線東側といいますか、下流は11カ所もともとありました。その11カ所、まず、雁又橋から松本橋までの間が右岸、左岸1カ所ずつです。松本橋から古館橋、県道のところまで左岸3カ所、

右岸3カ所です。そのうち左岸側の2カ所について下流側のほうからですけれども、そこは暫定的に堤防が細いんですけれども、埋めてあるところが2カ所ございます。その今言った松本橋から古館橋の間の左岸の3カ所についてはコルゲート管とかが埋まっています、排水処理をされているということになってございます。それはあくまでも暫定という形です。古館橋から海老沢橋までの間に左岸に1カ所欠けている部分がありまして、右岸は2カ所です。多分海老沢橋のすぐ根っこといいますか、あそこも欠けているというか、もう堤防がないところもございますので、そこを見逃したのかなと思うんですけども、全部で11カ所ほどございまして、そのうち先ほど申しましたように仮で堤防が築堤されているところが2カ所あるので、欠けていると今見えるところは9カ所という形になると思います。

先ほど国のはうの緊急事業推進費というお話をさせていただきましたけれども、それを利用して、ボックスカルバートというふうに村長お話ししましたけれども、今欠けているものですから、そこに直接排水管が流れ込むような形になっていますけれども、それをボックスカルバート、四角いコンクリートのトンネルみたいなものを埋め込みまして、その上に土砂で築堤をかけていって、堤防の河川の内側のほうにゲートなんかをつけまして、水量が増したときに内水に逆流しないような、そんな形の構造を検討しているということで聞いてございます。

それらにつきましては今後経過が具体的になるということでございまして、概要というか、アウトラインはそういう形で今検討していますというお話でしたけれども、そういうところまで話は進んでいるということで、あと国のはうの発表もございましたから、どこからどこまでというのはまだうちのほうで詳しくはわかりませんけれども、一步も二歩も進んだというのはそういうことでお話をさせていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 私が8カ所と申し上げたのは堤防が全然つながっていない、まるきり欠けている部分で8カ所だったわけです。確かに堤防で築堤されているんで、それが半分ぐらいいになって、痩せているというか、そういうところは一応築堤されているという見方をしての8カ所ですから、3カ所ふえているということはそういうことだと思いますけれども、ひとつその辺をよろしく県のほうにお願いをしたいと思います。

それでは、次に避難の関係でございますけれども、村長答弁によると衡下だけじゃなくてほかの2地区も避難を呼びかけたとありますけれども、2地区を避難を呼びかけたとあ

りますけれども、その方々は平林会館に避難されたんですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　避難されておりません。というのは、それまでに至らなかった、避難呼びかけをするかしないかといったことも含めて、今後もし呼びかけしなければならない場合は当然避難されてくるわけですから、そういったことで、もし分散なんかしたんではということでのお話であります。

議長（細川運一君）　農林建設課長。

農林建設課長（齋藤　浩君）　避難せずに済んだんだとすれば、それはそれでよろしいと思いますけれども、たまたま衡下で避難した方のところに私もちょうどいたものですから、もう膝上まで水が入ってくる状態がありました。しかし、私は「どこに連れていくの」と話したら「平林に連れて行く」と。「え、一次避難は衡下集会所のはずだよな」と思いましたけれども、私が何も命令する立場にないものですから、そのまま見送りしました。

でも、災害というものは本当に短時間で出てくるものですから、その際にはきちんと職員もこの防災マニュアルを理解してほしいと思いますし、住民にもその辺を徹底してほしいと思うんです。もう短時間でいろいろな形で動きます。後でちょっと話をしたいと思いますけれども。

ですから、私はそう連れて平林会館に行った方おりますけれども、本当に不安だったろうなというふうに思います。それは村長答弁にも平中、大瓜地区の呼びかけもあって平林というお話だったそうですけれども、まず一次避難は衡下集会所だということは知っていたんででしょうね。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　担当、総務課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　当然一次避難場所につきましては衡下の集会所になります。ただ、先ほど申しましたようにそのほかの地区でもそういうケースがございまして、実際に避難の呼びかけも行っております。先ほど申しましたように夜間に分散させていいものか、そういうものも総体的に検討しまして平林に決定したということでございます。

議長（細川運一君）　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　それは役場の行政側の考え方ですよね。というのは、避難された方は平林会館に避難されても一睡もできませんでした。不安で。心配で。自分の家がどうなってい

るのか不安で。そういうことを考えたことはありますか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　一睡もできなかつたということで、当然それはそうでしょうね。水かさが増して家が仮に流されるかもしれないとか、いろいろな不安の要素があつたんだろうと思います。それは容易に今思えば察しがつくわけですが、当時の状況の中において真夜中でもあつたし、そんな中で避難所の分散といったものを避けようとした行政側の私どもの判断もご理解をいただければなというふうにも思うところであります。

議長（細川運一君）　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　ご理解をいただきたいということですけれども、こういう想定外の災害、まして総務課長言われましたけれども、あの時間帯というのは3時半、4時ごろだったですか。もう盛んにどうにもならないくらい土砂降りでした。

それで行つたんでしょうけれども、逆に平林会館に避難された方は毛布もお借りしたんでしょうけれども、逆に結局平林はあのとおりですから職員も出入り激しい、あと関係者もいたんでしょうけれども、その足音や何かでもとてもとても、不安と、そういうことでできなかつたと言つてきました。

やはり、私は衡下が集会所が水没するおそれがあるんでしたら平林という方法もあつたと思います。衡下の集会所に避難させておけば自分の家がどうなつたかすぐ見える位置なんです。たまたま近くだからそうなのかもしれない。

やはり、私はきちんと村の地域防災計画もありますし、職員用に防災マニュアルもきちんとつくって職員にそれは徹底しているはずですから、ですから、やはりそのマニュアルに乗つて、私も何でかなと思ったんですけれども、やはり防災マニュアルに乗つてきちんと対応して。一次避難所がだめだったら、次、二次避難場所というふうにいくんでしたらわかりますけれども。その避難された方も一睡もできず、ただ不安でしたので朝7時前にはもう自宅に戻られたというふうに伺つております。

ですから、その辺の避難のあり方、させ方というものももう一度再確認して想定外の事態に備えていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　行政としても最善の方法だと、ひとりよがり的にそんなふうに思ったのも、そういったことでは反省をしなければならないというふうに思つていますが、議員おっしゃるとおりマニュアルというものがある以上、やはり原点に立ち返つて、そのマニュ

アルドおりに事を進めていけばこういった一睡もできなかつたとか、そういう問題もあるいは軽減されたのかなと。

もう1つは、やはり地元の集会所であればそこに支援に来てくれる人たちも地元の人であるから、本当に安心してやはり、生活というんじやないですけれども、その時間を過ごされたのかなと、今思えばそういうふうに私どもも理解しますので、ただ、あの際はやはり行政として最善の選択をしたつもりであります、しかし、今後そういったことの経験も踏まえながら、反省するべきところは反省、改善するべきところは改善してまいりたいというふうに考えておるところであります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） やはり、あの大雨によって朝3時半前後、衡下集会所に避難させるにしても、総務課長は区長に電話しなければならない。地元の区長は熟睡しているかもしれない。そこをたたき起こすというのは忍びないという総務課長の優しい心が逆に。でも、そんなこと遠慮する必要はないんだと私は言いましたけれども、災害ですから、今度わかつたでしようけれども、そういうふうにやはりマニュアルに乗ってお互にやっていくと。

私はやはり、予期せぬことですから、やはりそういうことはもう総務課長は頭に当然入っておると思いますので、日中ばかり起きるわけでないんで、真夜中にもそういうことが起きますので、とにかく職員も地区民もそうやって頑張らなければならない。

そこで1つ感じたことは、職員が避難させようと車で1人来ていましたけれども、やはり1人というのはどうなのかなというふうに感じました。車で来て、その避難させる人もされる人ももう車を持ってきて、車にも水がいかにも入ってきそうな、ワゴン車で来ましたからあれですけれども。

やはり、万が一運転手さんに何かがあったらどうするんだろうなと、そういうときのためにやはり避難というのも2人体制。万が一衡下の場合はどこも道路に、持足のほうはありましたけれども、平林に避難させる際に大衡城の下の崖崩れ等がありませんでしたからよかったですけれども、万が一そういうことも想定されると1人でというのは危険なこともあるなというふうに感じたんです。村長、どう思いますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 救難体制ですね。救難体制というのは1人というのは常識的にはやはり遺憾なことだなと私も思います。二次災害等々あった場合に1人ではどうにもならないということで、ただ、そこまで、さっきから想定外という言葉を言っていますけれども、そこ

まで想定していなかったということも大変申しわけなく思っています。ですので、想定外はないんだということで、今後はぜひ万全を期して十分な体制でもって事に当たりたいと
いうふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今回のこういう警戒配備、災害対策本部が2号配備までされた、全職員を
招集して警戒に当たったということでございますけれども、災害対策本部を設置のもとに
とありますけれども、災害対策本部設置条例なんかを見ますと特に役場だけの対応かなと
いうふうに読み取ったわけですけれども、こういう水防災害、河川災害、そういうときに、
やはり本部にも消防団長なりを呼んで、やはりその状況なりを把握させると、説明をすると、
そういう必要が私はあったと思うんですけれども、本部条例を見ますとそこまでの要
求はないんですけども、やはり今質問した、ただ土嚢を積んだ、それも役場職員で来て
土嚢を積んだんですけども、そういうものも地元の消防団イコール水防団等での対応が
できるように、させるように。そのためには村中枢の本部のほうにも消防団長なりを招集
して、その辺の対策を講じるべきではないかと私は勝手な推測をしたんですけども、村
長はどのようにお考えですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 災害対策本部の招集要綱には消防団長云々というものがないと。したがつ
て、そういう要請はしなかったということですが、私は議員のお話を聞いていま
して、まさしくそのとおりだなど。ほかでは消防団と言っても水防団も兼ねている消防団
の方々、多分おわかりだと思いますが、そういうことありますから、まさしく今議員
おっしゃられたことは私は今後、これまでなかつたというのが私も恥ずかしい限りであり
ますが認識しておりませんでしたので、今後そういうことがどういった方法でカバーで
きるのかをこっちで検討しながら、消防団にも協力いただくということもやはり前向きに
考えていかなければならぬというふうに思っています。以上です。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） では、次の農地等の水害被害の関係でございますけれども、今いろいろな
補助の関係で査定が進んでいるというお話でございましたけれども、村単独事業なんかで
あればもっと早く村は手を打って、今に書類は書類でそれは当然必要でありますけれども、
もっともっと早く手を打てなかつたのかなと。

私の地区でも自分でもう自己で復旧させている方もございますし、そんな何十箇所、そ

れこそ100カ所近くあるとすれば、やはり頼むにしても村内の業者でありますから、来春まで本当に支障なくそれらができるのかどうか。村外の業者はほとんどないでしょうから、村内でそれを対応するとすれば、冬期間にも入りますしなかなか大変じゃないかと思うんですが、その辺の見通しなり、来春の耕作に支障ないように対応できるのか、その辺お伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えします。なぜ迅速にもっと早くそういった大衡村としての支援対策を発表できなかったのかというご質問だと思います。実は水害の最中は議会開会中でございました。なので、たしかその折にも、最終かどこかの折にも大衡村としてそういった災害に対する村としての支援は考えておりますというようなお話をしたと私は記憶しているんですが、ただ、個々具体的には、例えば今まで50%の補助を80%にしますよとか、こういったこともありますから申し込んでくださいよとか、そういったことまでは確かに言わなかった。そうです。

でも、それまではちょっとまだ言えなかった状況もぜひご推察をお願いしたいなと思うんです。というのも、やはり被害の状況がまだまだ確定しておりませんでしたし、床上浸水4件、床下が16件ということまでは把握はしているんですけども、農地災害とか施設災害、そういうものの全容がまだ明らかになっていなかったということで、折を見てその後いろいろな形で区長会さんやら、あるいは農業委員会さんやらには担当のほうでお話をしていたというふうに理解をしているところです。

他町村でどの程度のスピードでそうしたのか、こちらとしては存じ上げておりませんけれども、決して大衡だけがそんなに遅くとか、そういったことじゃなかったんではないのかなと思うんですが。

そしてまた、さらには自分で復旧された方は、それは補助の対象でありますから、先ほども申し上げたとおり人に頼んだとか、そういったものの領収書、写真、そういったものがあればありますので、その辺ちょっとご理解していただかないと私も立つ瀬がないということになります。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　それで、今回の大雪警報関係も無線等ではいろいろ村内全域に流されておるところだと思いますけれども、しかし、私が11日朝の、0時半ごろからずっと朝方までもう通行、ここ車は通れませんから道路を迂回してくださいと懐中電灯を持って役場職員

の方と交通整理をしたんですけども、その車がほとんどが県外ナンバーなんです。

結局夜、工業団地があるから当然なんでしょうけれども、ほとんど県外ナンバー。そして、乗用車なんかもカーナビをつけておりますし、スマホを持って、もう右往左往。どこに行ったらいいかわからない。もう方々が通行止め。最初のほうは私も職員と2人で誘導しているときに、乗用車は塩浪、竹ノ内と大衡城のほうにどんどん流して、大型はもちろん大衡城のところを上るのは大変ですから工業団地に一斉にどんどん流してやった。ところが、ある時間帯から乗用車が戻ってきた。そうしたら、今度は塩浪竹ノ内線が（聴取不能）さんのところで冠水して、そこも通れない。もうそれは時間の勝負なんです。

ですから、やはり県外から工業団地に来ている方も地理が非常に不案内です。ですから、そういう今の関係でのやはりインターネットなり、そういうものでも情報提供をやはりしていかないと。何でこんなに県外ナンバーばかりなんだろうと思うくらい実感しました。

そんな状況ですから、やはり村民はもちろん大切です。村民の命も財産も守っていかなければならぬわけですから、しかし、大衡はもう工業団地があつていろいろな工場が張りついて、昼夜とも従業員、商品運搬の車、人の往来がかなりありますので、やはりその辺にも配慮できるような災害時のいろいろな配信、災害状況の配信を何らかの形でできるようにぜひお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　インターネットの配信、これは今のこの世の中ありますから、情報源としての価値といいますか、そういったものが大だろうというふうに思います。なので、私は余りこのインターネットに詳しくない人間ですから、総務課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　　ホームページを使っての災害情報の配信が本当にすべきところではございます。ただ、今の村のホームページの状況を見ますと、そういった災害情報を発信できるような画面の配置ではないんです。実際のところを申しますと。その画面の変更といいますか、そういったものに対応できるように、新年度に向けて対応したいなというふうには考えているところでございます。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　そうですね、ひとつよろしくお願いします。

それで、行政広報の10月号の下に「災害情報などの情報を配信する大衡村の防災メールを10月1日から開始しました」とあるが、やっているんだなというふうに思いましたけれ

ども、やはりそういうふうにどんどん日進月歩で変わっていきますので、もう県外から大衡に来る方はそういうものの情報の取得というか、情報というものを常に探っていますので、やはり大衡で万が一何も通行止めしていないところにトラックが突っ込んでしまった、そういうふうになったのでは大変なことになりますので、やはり常に大衡の災害防災情報なりを配信できるような形にこれからは企業誘致を進める身ですから、そういうものも体制を整えていただければいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　全く齋藤一郎議員のおっしゃるとおりでありますので、今後はそういったことに配慮しながら行政運営、そういういたものを指示してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（細川運一君）　　ここで休憩をいたします。

再開を2時35分といたします。

午後2時24分　休憩

午後2時35分　再開

議長（細川運一君）　　会議を再開いたします。

通告順4番、文屋裕男君、登壇願います。

[6番　文屋裕男君　登壇]

6番（文屋裕男君）　　通告順位4番、文屋裕男でございます。返り咲きましてから3回目の一般質問でございます。3回目の一般質問でございますけれども、今回の質問は前回9月の一般質問のときにできなかった部分の一般質問でございますので、まだ2回目というふうなもので質問させていただきます。

6月の議会で村長の答弁は、「知らないのは文屋議員で、当時の議員は全部知っている」と答弁しました。まさしくそのとおりでございます。私はその後、住民の皆さんからのご意見を聞きながら、議員活動の中で資料もそろえ、その資料をもとに今回の質問に立たせていただきます。

住民と議員との懇談会において、ある議員さんは「マスコミ報道が最大の原因であり、私たちはマスコミ報道から入っていった」と話しています。さらに、「前村長は明確な答弁をしなかったから」とも話しています。

3月16日に開かれた全員協議会の記録を見るとき、前村長は「セクハラ、パワハラ、そ

のような違法行為はしていない」と4回も否定しています。さらに、村のほうに投書があったことを認め、「確認をしている最中である」と。また、ある議員さんと前保健福祉課長との電話のやりとりについても、「事情を今聞いているときである。議会で投書の件について質問された場合に、執行部としては投書の件については事実確認をするのは当たり前で、質問に対して答弁できるように準備をすべきである」と述べています。

投書の中には「議員に頼んで村長、課長を追及してもらいたい」と書かれていたので、今回の訴えは投書の件と一般質問を阻止するためにセクハラ、パワハラの訴えを行ったものと思っていると言っています。

質疑応答の中で議員さんは「匿名の投書があり、課長に事実確認をするため電話をしたところ、その対応は全くきわまりない態度であったので、投書に書かれていることを伝えています。それは課長の孫が本来なら富谷の幼稚園に入るべきものを、大衡の認定こども園に入園させたことは課長の職権、地位を利用したものである」と指摘したそうであります。それでも課長はそれは事実無根であるということなので、それでは一般質問すると伝えています。前村長もこの答弁の中で、投書については「議員さんと同様である」と認めていますし、電話のやりとりについても課長より報告書が出されていると答弁しています。

これだけの証拠がある中で、議会として何ら調査もしない、不信任ありきの行動は議会としての見識を疑わざるを得ません。住民の皆さんの中にも、特別委員会を設置し、しっかり調査してから不信任案を提出すべきとの意見が多数あります。

地方自治体の首長あるいは我々議員は住民の選挙によって選ばれています。すなわち自治体は二元代表制という大原則のもとで運営されているものであります。私は6月議会で岐阜県美濃加茂市のこと例を挙げて質問をしています。市長が逮捕されても、議会としては問責決議にとどめ、裁判の結果が出てから市長の答弁を聞き、それから結論を出すべきである。今は議会として住民サービスを最優先にし、滞りなく推進していかなければならぬとしています。まさしく二元代表制の根本を貫いています。

本村の議会はどうだったでしょうか。マスコミ報道に翻弄され、マスコミ報道から逃れるために不信任案を議決した。そのように住民は思っています。まさしくある議員が話したマスコミ報道から入っていったということが証明されたのではないでしょうか。これはある住民に言わせますと子供のけんかと同じであると言っています。

今、私のところにはたくさんの住民の方々からご意見が届いています。不信任案の議決

に疑問を持っている住民、あるいは村長の答弁に納得しない住民がたくさんいます。私はその代弁者として村長の明快な答弁を求めるものであります。以上であります。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 文屋裕男議員の一般質問にお答えをいたします。

前村長の不信任案の議決についてのご質問であります。村議会が解散させられた当時の議長としての私が答弁することについて、いささか、いささかというよりも、かなり違和感はあるところであります。質問者の責任、そしてまた答弁者、私の責任をまず確認をしながら、一連の当事者の名誉にもかかることでございます。慎重に答弁させていただきたいというふうに思うところであります。

まず申し上げたいことは、文屋議員がなぜこの件について何度も質問されるのか、私には理解に苦しむところでありますし、住民の皆さんも納得していないとは何を指すものなのか、私としては推しあれないとここでございます。私は村民の皆さんの名誉と大衡村の一日も早い信頼を取り戻す、こうした一心でおります。このことを今後も常に念頭に置きながら村政を進めてまいりますので、ご理解を願いたいというふうに思うところであります。これらを踏まえまして答えさせていただきます。

3月16日に議会全員協議会を開催しました。そして、その当時の村長から弁明といいますか、説明、釈明を受けたのでありましたけれども、到底納得できるものではなく、住民の皆さんに対しても説明できるものは全くなかったということです。セクハラ、パワハラは私の考え方からすると、個人個人の感じ方、捉え方、そういったことにもよるわけですから、その当時の議員全員が問題にしたのはそのセクハラ、パワハラではないと私はこれまでも言ってまいりました。

では、何なのかということです。部下の女性職員から首長がそれを、職員を処罰したり、あるいは指導したり、そういう立場にある首長が女性職員から提訴されるということ自体、これが首長としてあってはならないことがあります。それを一番重大な問題としたわけでございます。

しかも、その訴えられた事案の時期が思い起こせば水道事業会計の件で告発されていた、その真っ最中に、その時期と重なる、その水道事業会計の件で告発されていた時期にそういうことをなさっておられたということなので、なおさらでございます。

また、そのことを受けて行政区長会全員で前村長に対して辞職勧告を出すといったこと

も、そういう動きが聞こえてまいりました。私は議会として行政区長の皆様方に多大なる迷惑をおかけすると。議会が動かなければ議会の存在価値は何なんだといったことを当然そしりを受けるわけであります。そういう行政区域長さん方の重い決断、そういうのも踏まえたときに、我々は重い、大変重い、議会制民主主義の中での大変重い決断をせざるを得なかったというのが偽らざる心境でございます。

当然、議員おっしゃるとおり調査特別委員会を開くべきだ、いや何をするべきだ、それはその当時そんな悠長な考え方議員全員が持ち合わせていなかつたと。そして、そういう選択はしなかつたということです。そして、その不信任案の提出に当たっては地方自治法にのつとり、そして、先ほど議員がおっしゃられました二元代表制のもとで、その二元代表の代表として、片一方の代表として正々堂々と、肅々と事を進めたというのがその理由でございます。

前村長の政治家としての数々の政策的実績は村民の皆様もお認めのことと思いますし、当然当時の議会、私どももそのように理解していたものでありますけれども、甚だ残念ながらそういう選択をしなければならなかつたこの議会の使命として、そのことを私は申し上げて1回目の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 今、村長はこの不信任案はまさしく二元代表制のもとでやつたというお話をございました。それは少し見当違いではないでしょうか。二元代表制という、この言葉は、それは住民が主体の中で行われることであつて、この中だけの問題でないと思います。

あのときに不信任案を出したときに、解散されるのを覚悟の上でやつたとここに書いてあるんです。議事録に。議会が解散されれば全部ストップします。首長はいなくてもいいですよ。副村長がいますから。しかし、議会が解散されたならば、この村の運営はストップしてしまいます。

ですから、あのとき全員協議会の中で、あるいは不信任案が提案されたときに19日まで待てないかと言つたんです。あそこまで待てば予算は成立し、何ら支障なく、議会が解散されても、首長が辞任しても何ら影響はなく、事が進んだはずです。そんな余裕はなかつたと言いますけれども、ある議員は特別委員会の設置までも考えていたと言つてました。そういう声もありましたと言つています。この懇談会の中で。ですから、今言つたことは私は間違ひだと思いますが、村長、答弁願います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今言ったことは間違ひって、私が言ったことですか。（「そうですね……」の声あり）

議長（細川運一君） 議長を通して発言してください。

村長（萩原達雄君） そんな余裕はなかったというのは、先ほども申し上げました、区長会が辞職勧告決議を提出するそうだと、区長会はたしか15日か、とにかく議会が終わるか終わらないかのあたりだと認識しています。そのときに区長会が辞職勧告決議書を村長に提出するんだというお話をありました。

区長さん方が全員ですよ。全会一致ですよ。そうやって重い、議会に先んじてそういうものを提出するということは、区長さん方にとってもかなり重い決断だったんだろうと私は思います。そういう区長さん方にそういうことをさせて、その後に議会も重い腰を上げてする、そういうことは区長会の皆さんに多大なるご迷惑をかける。

ですから、我々はそういうことを選択しませんでした。それは選択するしないは当時の議会で決めることなんです。それを終わってから、例えば文屋議員さんが「あれはおかしかったんだ」、「これはおかしかったんだ」と、そういうのは私は何とも理解ができないということあります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 区長会にそれだけの権限があるんでしょうか、お聞かせください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 区長会に権限があるかどうか私は知りません。区長会に権限があるかどうかではなくて、区長会が区長会として辞職の勧告書を、決議案ではないでしょう。勧告書を出しますよと、こういう話です。別に権限あるとかないとか、私はそんなことは言っていません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 普通の住民が10人や15人そろって連名して書いたのとはまた違うと思いますけれども、それはまた別の考えだと私は思います。区長会がしたから議会で何しているんだということで私たちはやりましたと言うけれども。だから間違いが出てくるんだと。しっかりとと考え直さないから。そうじゃないですか。

今の村長の答弁でのときはそういうことも考える余地もなかつたと。どうしていいか。6月の議会ではあなたは私の質問に対して、マスコミがいっぱい来ていた。二流雑誌から三流雑誌、いや、一流もありますけれども。わーわー騒いでいるときにそんな余裕なんかほ

とんどなかった。あなたはそういう答弁をなさいました。覚えていると思います。覚えていませんか。私はそれは覚えています。あなたは私の質問に対してそのように答弁なさっています。マスコミに騒がれて自分たちの本当の姿を見失うようでは私はおかしいと思いますけれども、いかがですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　おかしくはないと思います。おかしくないです。ですから、先ほどから言っています。その当時の議会が議員全員、全員でないと言えば全員でない。11人。
(「(聴取不能)」の声あり)

議長（細川運一君）　不規則発言は控えてください。

村長（萩原達雄君）　11人でもって、11人の皆さんで一致してそれを行ったわけですね。それはそのことについて何か一体瑕疵がある議決とか、そういったものにして議会の手続が不十分で違法な採決をしたんだというんでもあれば私は本当に、処罰受けるといいますか、そういうことまでもちろんありますけれども、何らその当時の議会の決定ですから、これは。それをなぜ文屋議員さんがそれはおかしいと言うのは、今現在文屋議員さんも今議席に戻られて、カムバックしたとみずから言ったんですから、去りて、ここの議席にいるんです。その議会の一員と今なっていますよね。その議会で決めたことを、それを終わってから「あれはおかしかったんだ」、「これはおかしかった」と、それを言うのは私はいさかおかしいと。私のはうがかえっておかしいんではないのかなと申し上げたいと思います。

議長（細川運一君）　文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　今、特別委員会はつくれるような雰囲気ではなかったと。でも、やはりこれだけさっき申し上げた全員協議会の中で投書もありましたと前村長は認めています。ここにございますけれども。ここにございます。この全員協議会のときの資料がここにございます。

そんな中で、前村長は「村のほうに投書がありました。その投書の内容については今確認をしている最中です」、そのように述べられています。それから、ある議員さんとの電話のやりとりの件についても課長のほうから報告書が上がっていますと述べています。この中で。

村長は私が9月の総括質疑の中で8項目を出しました。その中にこれも入っています。そのとき何と答えましたか。「あなたの作文ではないか」と言いましたよね。今でもそ

思っていますか。ここにちゃんと証拠が残っていますよ。「投書がありました。議員さんとの電話のやりとりについても報告書が上がっています。この投書の内容については今確認しています」。確認した人たちがこの中に一緒にいるんです。それをあなたは私の作文と言いましたね。どう思いますか、あなた。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　投書があったとか何だとかと言いましたけれども、おっしゃったんですよね。そのとき。そして、投書が云々。私はそのことについて全くわかりませんので、それはどういう経路であなたが手に入れたかわかりませんけれども、普通の経路では手に入らないんじゃないですかと。なので、もしかしたら文屋議員の作文ではないですかというようなことをたしか言ったと私は記憶しています。議事録見ないから正確には言えませんけれどもね。そういうふうに言った記憶は確かにあります。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　　ここは国会ではないから余り言いたくはないんですけども、例えば防衛省の機密書類でもある政党が入手して、そして総理大臣に質問するんです。総理大臣は「文屋議員、この書類どこから持ってきた」と言いませんよ。きっちと答えますよ、それに。防衛大臣も。変じやないですか。どこから持ってきたって。（「どこから持ってきたと言つてないよ」の声あり）

議長（細川運一君）　　議長を通して発言してください。

6番（文屋裕男君）　　どこから入手しましたなんて、それはおかしいですよ。それは私が入手したものですから。村長にどこから入手したとか、わからないものに俺答えられないとか。わからないと言つたって、ここであなたの議長をしているんですよ。全員協議会の中で。その議長として取りまとめる中で村長が壇上で話していることですよ。あなた後ろで聞いていたわけです、これ。この中身を全部。それで、そんなものは文屋議員の作文だなんて言えますか、あなた。お答えください。

議長（細川運一君）　　先ほどと同じ内容の質問だと議長しては理解するんですけども、新たな視点を加えてご質問を願います。

6番（文屋裕男君）　　新たな視点と言いますけれども、本当のことを言わないのでこうなるんですよ。知っていることを知らない、知らないうそを言うからなんです。（「知らない」の声あり）

議長（細川運一君）　　文屋議員、発言はよろしいですか。村長。

村長（萩原達雄君） 全員協議会で、それはいつの全員協議会のものですか。（「3月16日」の声あり）

議長（細川運一君） 議長を通して発言してください。

村長（萩原達雄君） 3月16日の全員協議会の議事録ですね。それに書かれていることは誰も「私、そんなこと知りません。そんなのは作文です」と言った覚えはありませんよ。そういうことを言ったんではなくて、文屋議員がもっと別なことを言ったでしょう。それに対して私は言ったんですよ。そんな議事録に書かれていることは私知りませんなんて、そんなことは言っていませんよ。（「議長、本論で」の声あり）

議長（細川運一君） 今注意をいたします。文屋裕男議員に申し上げます。通告の内容に沿ったご質問をお願い申し上げます。

6番（文屋裕男君） 本論に戻してという話なんですけれども、これもまた関連ですので、こういうこともやはり村長に聞いておかなければ次に移れないということで、関連としてまた聞いているところでございますので、その辺議長のお計らいをお願いしたいと思います。知らない、知らないとどこまでも通されると、こっちのほうも進まなくなるんです。知っていることは知っている、しっかりとお答えするようお願いします。

図らずも今回の答弁の中で、村長の最初の答弁の中で私と同じことを言っていました、あなたは。それはどういうことかといいますと、自分が前村長が教育しなければならない職員から提訴されるということは、これはあってはいけない。あなたはそう言いました。全くそのとおりです。私のここにそのように書いていました。次の質問のときにも。そのようにしましょうということで。

しかし、その提訴というのが本当に正か否か。先ほど美濃加茂市のことを探し上げました。それと同じように正か否かわからないうちに結論を出すということは、私は議会としてはあってはならないことではないかと。正か否か、まだわからないんです。ただ、前村長に辞職勧告を出したというのは、それだけの自分たちのお考えがあったからだということは認めます。でも、そのお考えもしかしたら間違っていたかもわからない。全員が。もし間違っていたとしたならば、住民には納得がいかない、そのように私は思うんですけども、村長はどのように思いますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それは仮定の話であって、文屋議員がこうだとしたらどうなんだという話でありますから、それには私は答えられませんし、ただ、その当時の議会の、先ほども言

いました。全員と言うと怒られるから、11人ですね。その方々が賢明な判断をされたと。これは何もふざけて判断したんじゃないですよ。真剣に判断したんですよ。

それをちゃんと調べればよかったですんじやないかと。調べるってどうやって調べるんですか。5年も10年もかかると言っているんですよ。いやいや、違う。これは長くかかるんだと。これは前村長が私に言った言葉でございます。ですから、そういうことを悠長に待っている議会というのはありますかね。私はないと思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 私が例に上げた美濃加茂市は1カ月以上も逮捕されている。ここをあけています、その席は。それでも問責決議で。警察に逮捕されているんですよ。それでも問責に抑えていたんです。帰ってくるまで待てをやって。帰ってきてから本音を聞いて、それから判断してもいいということを言われたんです。面会もできないんですよ。弁護士も。そういう中で当時の市議会は待つことを決めたんです。

私は先ほど申し上げまして、半分しかお答えいただかなかつたんですけども、マスコミ報道の翻弄されたように私は見ます。そうではなかったんですか。あなたは私の質問に対して6月のときそのように答えています。二流雑誌や三流雑誌だか、新聞だ、マスコミだ、テレビからみんな来て。ああいう状態でとてもそんなことは考えられるかとあなたは怒って言ったんです、そこで。ということは、住民から見ればマスコミから翻弄されたとしか見えません。その答えを見ると。どうですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 6月の議事録にそう書いてあるんですか。私も後で熟読してみたいと思います。

マスコミも、二流雑誌と言ったか三流雑誌と言ったかはわかりませんけれども、そういうしたものも騒いでいるんだと、騒いだと。騒いでいたことは騒いでいたですよね、確かに。騒いでいたんですよね。だけれども、それに翻弄されたと私は言っていませんよ。そんなことは言っていませんので。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 翻弄されたとは言っていません。それはそのとおりです。翻弄されたと言っているのは住民です。ですから、住民は納得していないと言うんです。だから、この騒ぎをおさめるために不信任案を提出したと思っているんです。住民は。早くこの騒ぎから逃れたいために、そのために不信任案を出したと。何でのときあのないように急いだのかな

と。住民の方々はそのように私のところに言ってきます。どうでしょうか、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） だから急いだ。何も急いだわけではございませんよ。先ほど言ったように区長会に迷惑もかけられない、我々の11人で、11人の皆さん本当にこれ眞面目に悩んで、そして結論を出したその結果なんです。それに何ら恥じることは私はないと思っています。思っていますよ。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 全員協議会が終わった16日、時間は1時36分でしたね。ここに書いてあります。たしか1時36分だと思いました。ああ、1時43分閉会になっています。43分でした。失礼しました。

この不信任案の決議案が採択されたのが4時31分でした。その間、たった3時間でした。終わってから。こちらの全員協議会が終わってからこっちの議案が成立するまでの時間がたった3時間でした。3時間で熟慮したというのはどれぐらい熟慮したんですか、教えてください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どのぐらい熟慮した。3時間ですか。3時間でも熟慮をすればできるんじゃないでしょうか。時間の長短ではないと私は思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 住民の方々から言わせるとたった3時間でこれだけの重い決断をするということは、相当前からこのことについては話し合っておられるのではないかなど。だからこういう結果になったんではないかなというふうに言っている人もいるんです。そうではなかったんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その当時のことを思い出して、思い出してと言っても何の資料もないですから、ここの脳みそを起動させて、それもかなり劣化していますから、なかなかすぐに明確に、爽快に思い出すことはできません。

でありますが、ただいま申されました村長に明確な村民並びに我々議会を納得させられるような釈明、弁明、そういうものをそのときに私たちは期待しておったんです。そして、当然そうされるものだなというふうに思っていましたので、それが期待外れだったわけです。期待外れ。何ら我々を納得させる、あるいは住民を納得させる、議会を納得させ

る何物も出てこなかったんです。

そこで、その3時間、終わってから3時間といいましたけれども、その3時間の中で皆さんでかんかんがくがくではありませんけれども協議して、そして、最終的には不信任案決議だなというふうになったなんあります。私の今の頭で思い出して申し上げますとそういうことだと今理解しております。以上です。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） この記録の中で4回否定していたと言いましたよね。先ほどの登壇したときに私が前村長は「セクハラ・パワハラ、そのような違法な行為はしていません」、4回否定していました。言いましたよね。このとおり書いています。それは私が言ったんです。

ですから、その違法行為をしていないということを具体的に納得するためにどのようにお話しすればいいんでしょうか、それでは。していないものを、していないと否定しているものを、具体的な説明がなかったと言いますけれども、具体的にそれはしていないものを具体的にするということは大変だと私は思いますよ。それを皆さんほどのように受け取ったものか、それをお聞かせいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） だから、私は最初から言っているじゃないですか。セクハラもパワハラもしていない、そういうふうに言っているんでしょう。そういうものを何で干したんだと言うんでしょう。だから、私は最初から言っているでしょう。セクハラ、パワハラは問題外なんですよということを私は言っている。最初から言っているでしょう。この問題について。セクハラ、パワハラじゃないんですよということを言ったんです。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） では、新聞報道は何だったんですか。

議長（細川運一君） 質問の内容をもっと明確にしてください。

6番（文屋裕男君） 今回のマスコミの報道の件についてという題で全員協議会はなされています。そのマスコミ報道というのは一体何ですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） マスコミ報道ではセクハラ、パワハラを受けたと。そして、女性職員が訴したというお話であります。それはマスコミにはそう書いてあります。しかし、そこから我々が何を読み取ればいいのかといった場合に、その職員との、セクハラ、パワハラはしていないけれども、では何をしていたんですかということが読み取れるんです。部下職

員にそういう提訴されること自体が首長としてあってはならない行為だということあります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） それは先ほども申しました。私もそう言いました。それは当たり前です。

そんなことは。それは私もわかります。それは同じです。

議長（細川運一君） 議長を通してやってください。

6番（文屋裕男君） あなたがですよ。そんなことは。そうです。

ただ、ここの題を見るときにはやはりマスコミ報道なんです。ですから、住民はやはりセクハラ、パワハラだと思っているんです。それを村長がセクハラ、パワハラだけではない、2人の名誉を傷つけるからそれは言えないと言ったらば、住民が納得しないのは当たり前です。そう思いませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） だから、私は2人の名誉にもかかわることだから、そんなにそこから事は何も言わなくたって。そして、さらには、文屋議員さんは何か知らないけれども私を攻撃しているように私は受けているんですが、そうではないんですか。だとすれば、なぜその原因をつくった人のことについては一切言及をしておられないのか。我々が原因をつくったんじゃないんですよ、この問題は。その方に対しての言及は全くなくて、当時の我々議員に対して「ああでなかったか。こうでなかったか」というような言い方をされていると。私は「あれ、何なんだ」というふうに今思っているところであります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） そのことは私はきょう言いました。言ったでしょう、今この中で。認識が同じだと。悪いのはやはりそうした前村長が一番悪いんです。ただ、悪いのは悪いけれども、その取り扱いを間違ってはだめだということを私が言いたいんです。そのことを今までずっと言ってきたんです。あなたは私に後ろから鉄砲で撃たれるようだなんて、あんな不謹慎なことを言いますけれども、私は実は本当にあのときは腹が煮えくり返るくらいそれこそ思ったんですけども、私は鉄砲を持っているんですよ。散弾銃2丁持っているんですよ。その人に対して何ですか、あの言葉は。そういう失礼なことを言うからあなたは私に責められるようになるんです。私が言っているのはあのときの議会としてどうなんですかということを聞いているんです。あなたを責めるんじゃなく、ただ、あなたが当時議長だったからあなたに言うんです。余計。

そしてまた、こういう資料があるにもかかわらずないとか何とかどうぞを言うから私はあなたに言うんです。ちゃんとした答えが出ていれば、何もあなたを責めているわけじゃないですよ。よく考えてみてください。もう1回。

議長（細川運一君） 文屋議員、今発言の中に鉄砲を持っているんだというようなご発言ありましたけれども、取り消しなさってはいかがですか。どうでしょうか。

6番（文屋裕男君） いいですよ。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当のことを言わないからいつでもやるんだという、何か私はよくわかりませんけれども、私はうそは申しておりませんよ。何ですか、本当に。うそは申していませんよ。私はわからないことはわかりませんと言っています。その書類があるとかないとも含めて、わかりません。私は見せられたことないですから。だから、わからないと言っているんです。

これを責める側と守る側でわかってくれと言ったって、「うん、わかった」という話にはならないんだろうと思いますけれども、本当に天地神明にかけて私はうそは申しておりません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） うそを言う人は「私はうそは言いません」と言いますから、そういうことはたまたまあることです。

この今回、再質問というような形でここに立ったわけですけれども、今度の質問の中で大事なのは、やはり特別委員会をつくらないという住民の方の声だと思います。それから、それはつきりした答弁がなかなか出てこない。名誉だ、名誉だと言いながら全然その名誉が出てこない。それは名誉だから私は言いませんと村長は言うかもしれませんけれども。

特別委員会をつくって、私が総括質疑で示した8項目を調べたならば、私はこの問題はもうとっくに解決していたと思います。それをやらないから住民は疑問を持っているんです。住民の皆さんには疑問を持っていますよ。その疑問を払拭するために今後どうしますか、ちょっとお聞きします。

議長（細川運一君） ただいまの文屋議員の質問の冒頭に不穏的な発言があったと議長としては判断いたしますけれども、うそという表現の部分です。その部分も訂正なさってはいかがでしょうか。

6番（文屋裕男君） 私としてはうそについていると思っているんだね。

議長（細川運一君） 議長がお伺いをしているんです。それにどうですかということに対してご返事をいただければというふうに思います。

6番（文屋裕男君） そのままで結構です。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 終わったんです。

議長（細川運一君） 終わりですか。

6番（文屋裕男君） 村長の答弁です。

議長（細川運一君） 失礼をいたしました。村長。

村長（萩原達雄君） 笑っている場合じゃないんです。今、うそをついていると言われますけれども、私はうそをついていませんよ。そして、投書が来た、それも私は見ていません。投書って何なんですか。そして、投書に来たことがはっきりすればこの問題は解決していたんだというようなのは、どういう意味なんですか。私に教えてください。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 村のほうに投書が来ています。全員協議会でそのように言っています。

（「誰が」の声あり） 前村長が。

議長（細川運一君） 議長を通して発言してください。

6番（文屋裕男君） 村長さん、ちょっと黙っていてください。

ということは、あなたのそばにいる副村長はこれは知っています。後ろの総務課長も知っているわけです。当時3人でおやりになったことですから。ですから、あなたのほうから副村長あるいは総務課長に言って、その書類を見せていただいたらどうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 見せていただくと、それは例えば公文書なんですか。何なんですか。私はよくわかりません。そういうものがあるかどうかも確かめていませんので、それはわかりません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 捉え方によれば村にある書類というのは全部公文書です。公文書というのは村長は全部目を通すことはできます。どうぞおやりになってください。いかがですか。

議長（細川運一君） 今のは質問ですか。

6番（文屋裕男君） はい。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君）　公文書といつても村長なりが決裁するものを私は公文書というふうに理解しております。文屋議員は何を捉えてそうおっしゃっているのかわかりません。

1つこういうことがあったんですね。水道関連の水道課汚職の件というのか、それで前村長が告発されたんです。そのときに不起訴になったんですね。これご存じでしょう。

その理由は何だったのかと。不起訴になった理由。それは内部の文書、始末書とか、あるいはそういう報告書は内部の文書であって、公文書ではないんだと。なので、公文書に当たらないので起訴要件に当たらないということで不起訴になったんですよ。あれがもし公文書だとすれば起訴になっていたのかもしれませんよ。

なので、それと同じことなんですよ。なので、全然公文書でないものを私が、例えば「誰知っているんだ、誰知っているんだ」と言って、そんなこと私は言えることもないし、そして、出すかどうかわからせんよ。もしあったとしても。私はそんなものもないと思っていますから。以上です。

議長（細川運一君）　文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　それは警察の見方ですね。警察署の見方ですね。行政庁の見方でないですね。行政庁の見方でないですね。行政としては全部公文書と見てますよ。警察が言うから全部いいとも限りませんよ、それ。どうですか。

議長（細川運一君）　答えのない質問だと思うんですけども。もう少し工夫をして質問してください。

6番（文屋裕男君）　だって、例を挙げてそのように言われたらこのようにしか言えませんよ、こちらは。かみ合わないと言えばかみ合わないかもしれないけれども。行政のほうでは書類は全部公文書と見てますよ。1つの例を挙げてそのようにしますけれども、私はそれでは通らないと思いますけれども、いかがですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　何かちょっと変になってきましたね。公文書というのはやはりちゃんと担当者から積み重ねて判断について上がってきたものを最後に村長が決裁するというものが私は公文書のあり方だと思っています。そして、メモ的なもの、あるいは自分で作成した自分で持っているものについて、それは公文書とは言わないんじゃないでしょうかね。皆さん、どうでしょうか。そう私は解釈します。

議長（細川運一君）　文屋議員、一問一答を行っているうちに次第に文屋議員からの通告の内容からちょっと、関連はあることは認めますけれども、本筋から離れているように議長とし

て感じますので、改めて議長のそういう考え方も含めて質問をまとめていただければというふうに思います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 今回の一番の問題は、私が質問するとみんな「知らない、知らない」で通っているのが一番困っているんです。私としては。村長から言わせれば今のようにできればそういうものにさわりたくない。確かに私もそう思います。何か自分が議決していただくようなことをうんと責められるような感じするからね。多分そうだと私も思うんです。

ただ、私としては本来の議会から離れた不信任案ではなかったかなと思うから住民の皆さんとの語り合いの中から今こうやって質問させていただいています。8つの項目を出したときにも知らない、あるいは名誉にかかるから話せない、そうした曖昧な答弁をずっとされていますと、住民の方々はなおさら不信感を持ってくると思うんです。今の村長に対して。やはり村長としてははっきりとこの際、私は先ほどから言いました公文書の件についても、あなたの考えも確かにそうだと思いますけれども、住民の方々あるいは行政庁のほうではそのように言っていませんから、その辺も少し反省なさって、今後の村政に携わっていただきたい。そう思いませんか。お答えをお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私は何にでも真摯に答えておりまつりであります。それで、文屋議員、今申されました。住民も行政庁もと言いましたね。そういうものは公文書だと言っていますよと。どこの行政庁なんですか。

議長（細川運一君） 村長の質問は認められておりませんので、もう1回文屋議員の質問を再確認するような形でもう1回答弁をしていただければというふうに思います。

村長（萩原達雄君） そういうものは行政庁でも住民も公文書として認めているんだというお話は、私には納得できない質問だというふうに理解します。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時45分といたします。

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

通告順5番、石川 敏君、登壇願います。

[1番 石川 敏君 登壇]

1番（石川 敏君） 私は本定例会の一般質問、2件の質問をいたします。

まず1件目、9月に発生しました関東・東北豪雨被害の復旧対策、この件につきましては本日の一般質問で佐々木金彌議員、齋藤一郎議員からも質問が出ております。重複する部分もありますので、そういう部分につきましては私なりの視点から質問をいたします。

9月10日から11日にかけて記録的な大雨によりまして村内の河川、水路、至るところであふれまして、広い区域で農地の冠水、それから住宅の浸水、道路や水路の崩壊、農地の土砂崩れ、また農地への土石の流入、こういった被害が数多く発生をいたしました。

村では10日の日に大雨洪水警報が発令されると同時に災害の対策本部を立ち上げまして、大雨の警戒態勢を敷き、翌日からその被害状況の確認、調査に当たったわけですが、村全体で発生した道路、河川などの公共施設、それから農地、住宅地などの被害件数や被害の額、それについてはどのくらいだったものか、この件については佐々木議員の質問もありましたので、重複する部分でもありますけれども、どのような状況だったのか伺うものでございます。

それから、この豪雨による被害については激甚災害が指定されたが、本村における国庫補助の災害復旧の対象となる事業についてはどの程度の件数、そして事業規模、概算としてどの程度の予定額なのか。そして、採択に向けての状況あるいは工事の施工時期、そういうものの見通しはどうなっているものか伺います。

また、そういう補助事業に該当しない農地あるいは農業用施設の復旧対策としまして、村単独で農業用施設の小災害復旧補助制度を立ち上げまして農家の方々の支援に当たるということが決定されておりまして、予算も専決処分で補正予算を組んでおられます。この支援事業につきましては村内の各戸にお知らせを配付しまして周知を図っておりますけれども、現在のところの申請の状況、それから事業に当たっての具体的な補助金の交付手続、どのような手順で進めるのか、伺うものでございます。

2件目としましては、村内の行政区の分割についてでございます。

村では住宅団地の整備、ときわ台とか、そういう住宅地の整備によりまして転入者がふえております。人口も徐々にふえている状況でございます。ときわ台団地も販売後数年で既に完売した状況でございまして、多くの方々がもう既にお住まいです。また、隣接する塩浪地区にも新たな住宅団地の造成工事が着工しております。

そういうことから衡中東地区については今後さらに人口がふえることが見込まれております。現在でも衡中東地区は村内で世帯数、それから人口とも一番多い行政区となって

おります。村ではその衡中東地区の行政区を分けることについて準備計画を進めておりまして、その新しい行政区の集会所としても今現在建築中でございます。

そこで、次の点について伺います。まず、新しい行政区として考えておられる区域はどの範囲なのか、どこからどこまでなのか。およその世帯数もどの程度を想定しているか。それから、行政区として分割する時期はいつを予定しているか。そして、新しい行政区の名称をどのように考えておられるか。また、行政区内の各組織団体、いろいろございます。その役員の構成をどのように考えておられるのか。区長を初め、いろいろな役職がございます。そういうことで村として現在の地区である衡中東地区の方々とどのように協議、相談しているものか伺うものでございます。

また、今現在各行政区の中で世帯数や人口が衡中東のようにふえている地区、そういう地区と、ほとんど現状で変わらないという地区もございます。今後想定されるような事態もあるかと思うんですけれども、世帯が減少していくような行政区、あるいは高齢化、これはどこの地区でも同じような傾向もあるんですけれども、若い人が少なくなってきたて高齢者の世帯が多くなってくるということも心配がされます。

今の村内の行政区、運営方法あるいは各役員の構成、そういうことについて今と同じようなやり方でできるであろうかということも心配があります。村として行政区運営のあり方をどのように捉えているか、そして、今後どのような対応、対策をとっていく考えであるのか、伺うものでございます。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　　石川　敏議員の一般質問に答弁をいたします。

1問目の豪雨による災害復旧対策についてのご質問でございますが、佐々木金彌議員の質問あるいは斎藤一郎議員の質問にもありました。重複回答にもなるかというふうに思いますけれども、ご理解を願いたいというふうに思うところであります。

1点目の村全体の被害状況と復旧対策事業の概要はどのくらいかと、どんなものというご質問ですが、先ほどの佐々木金彌議員の同様の質問に対する答弁と同じになりますので、答弁はここは省略させていただいてよろしいですか。被害状況と対策の概要ということで。

次に、2点目の国庫補助復旧事業採択の見通しと施工時期はいつになるかとのことであります。大規模な被害を受けた12カ所については、国の補助事業採択を受けるべく災害査

定を受けている最中であり、きのう、きょう、おとといも国交省やら、あるいは財務省、そういったところの災害査定官が参りまして査定を受けている最中でございます。

そして、工事発注ができるようになるのは来年1月ごろと見込んでおり、工期は来年春の水稻作付に影響ないように年度内完成を予定しておりますが、ため池等については実質来年の耕作には間に合わないことが見込まれるため、刈り取り後の秋に工事になるものも若干出てくるのではないかというふうに認識をしているところであります。

次に、3点目の村単独農業用施設小災害復旧支援事業の手続についてのご質問ですが、最初に被害箇所を特定するため村へ補助事業の申し込みをしていただき、これも佐々木議員のお話の中でお話をさせていただきました。村へ補助事業の申し込みをしていただくと。そして、個人で復旧されるものと村で確認した後に業者見積書を添付の上、補助金交付申請書を提出していただくことになります。次に、村で見積書等の内容を審査し、補助金交付通知を申請者に送付した後に復旧工事に着手していただく流れとなっておるところであります。復旧工事完了後に施工前と施工後の状況が確認できる写真と領収書を添付した実績報告書と請求書の提出により補助金を交付するということと相なるわけであります。

次に、2問目の村内行政区の分割についてのご質問でございますが、平成22年10月から分譲を開始しました92区画のときわ台団地、これは当初分譲計画よりも大幅に早い時期になりました平成25年7月に、ですから、おととしの7月に全てが完売となったということです。現在では建築未着工が2区画を残すのみとなっており、このことにより衡中東地区はトヨタ自動車東日本の単身寮も含め、11月末時点で世帯が314世帯、874人が居住されておるところであります。したがいまして、村内では一番の世帯数、人口とも多い行政区となっておるところであります。これは議員ご案内のとおりであります。

このような状況から、村ではときわ台を衡中東地区から分割し、新しい行政区として平成28年4月、来年の4月でありますが、立ち上げることとしており、今年度は新行政区のコミュニティー推進拠点としての地区集会所の建築を今現在鋭意進めているところでございます。

また、現在塩浪地区ではご案内のとおり108戸の住宅団地の造成工事を行っておりますので、将来的にはこの新しい団地も包含した、含めた行政区とする予定でございます。

行政区を新たに立ち上げた場合、行政区長や分館長、スポーツ推進委員や衛生嘱託員など、村から委嘱させていただく役職や地区運営を行う際の庶務会計や監事などの役員が必要になるものでありますが、ときわ台団地お住まいの方々には住宅を建築するときから新

しい行政区の立ち上げを伝えておりまして、また、昨年4月から集会所の建築とあわせて新行政区が立ち上がる際の役員の構成や集会所の維持管理等についても説明させていただいております。昨年の4月からこういった説明もさせていただいているということであります。

現在においては地区役員候補の大部分は決まっているようでございます。ただ、行政区長の候補者だけが決定していないというようなことで、村としてもこの点は心配しているところでございます。行政区長の候補者が決定しない要因としては、ときわ台団地にお住まいの方々が30代から40代の比較的若い世代の方々となっておりますので、これから地区運営の中心となる行政区長に就任されることに対しちゅうちょされている点が一番大きいのではないかと考えておる次第であります。

また、村内の各行政区においても地区運営についていろいろと苦心されていると伺っております。先般の区長会議の際にも村民運動会における種目のあり方や開催日程とうについてのご意見などもいただきており、地区運営には大変苦慮されていることを痛感している次第でありますので、村といたしましても区長さん方とご相談をさせていただきながら、よりよい地区運営ができるよう連携、協力してまいりたいと考えているところでござります。

その他、役員としては婦人防火クラブの支部長やら交通安全母の会の支部長さんやら防犯協会の支部長さんやらといったことで、村から、そして教育委員会から委嘱する、そしてまた、その他としてそういったボランティア的な団体の皆さん方のご委嘱も当然出てくるものと思っておりますが、何せさっき申し上げたように新しくできる団地の中の役員の編制といいますか、そういったことについては本当に地区の皆さんが苦心なされているようでありますので、今後とも村としてもその意向的なものをお聞きしながら、連携をとりながら鋭意進めていきたいというふうに思うところであります。以上で石川 敏議員の質問の第1問目の答弁といたします。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） まず、1点目の災害復旧対策の関係につきましては、1番目の被害状況とか復旧対策の概要については前にも答弁が出ておりますので、その辺は改めて質問は省かせていただきたいと思っています。

中で、2点目の国庫補助事業、災害復旧事業の件でありますけれども、答弁では12カ所現在査定中で、来年早々に着工予定の見通しというような答弁でございましたが、激甚災

害に指定ということになりますと補助率かさ上げということの説明もあったわけですけれども、何%にかさ上げなるものか。そして、国とか村とか、そういった負担割合はどのようになるものか、まずもってお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　詳細につきましては農林建設課長に答弁をさせます。

議長（細川運一君）　　農林建設課長。

農林建設課長（齋藤　浩君）　　それでは、国の補助制度にのつった対応についての補助率、そういういったものについてご説明をさせていただきます。

まず、佐々木金彌議員のときの答弁にも入っていたところはあるんですけれども、重複するんですが、お答えさせていただきます。

まず、農林水産関係につきましては暫定法と言われる国庫補助がございまして、その農地の場合、基本補助率が50%、農業用施設の場合につきましては基本補助率が65%となってございます。通常であればこの基本補助率となるなんでありますけれども、国庫補助暫定法の中には一次高率、二次高率といいまして農家の負担がどのくらいの金額になるかによりまして補助率がアップされる制度となってございます。

農地の場合で申しますと、農家の1戸当たりの負担が8万円までは補助基本率の50%、8万円から15万円の間にに入りますと一次高率という区分になりまして80%、15万円を超える負担という形になりますと二次高率となりまして90%の国の補助率となります。

また、農業用施設につきましては、基本補助率も8万円までにつきましては65%、15万円までは一次高率として90%、それを超えますと二次高率として100%の補助という形になります。

今回、関東・東北豪雨につきましては激甚指定ということになりましたので、これに基づきまして激甚法の補助のかさ上げというものが行われます。これは先ほど申しました補助率が国のほうでありますけれども、残った市町村、農家の負担部分になるんですが、ここについてのかさ上げ措置がされるということになります。それが負担額が1万円から2万円の負担になる場合については、先ほどの国庫の基本の補助の残りの分の70%、さらに2万円から6万円になると80%、それを超えると90%という形でかさ上げされるということになってございます。

したがいまして、最終的には90%以上の、農地も農業用施設についてもですけれども、90%を下らない補助率を今のところ見込んでいるということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 今の激甚災害の際の農地と、あるいは農業用施設のかさ上げ部分の補助の内容をお伺いしましたが、かなり手厚いような補助のパーセントになると思われますけれども、実際現在のところ村として該当する箇所でこのような事案、何件ぐらい該当して、具体的に農家負担というものは出てくるような状況の箇所があるものか、伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども答弁いたしましたけれども、大規模な被害を受けた12カ所について国の補助事業採択ということあります。もっと詳しくは農林建設課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 補助採択に向かまして現在査定中とお話をさせていただきました。

査定は8日から本日までが現地のほうに入ってございまして、その処理まで含めましてあしたまでが農地、農業用施設の災害の査定となってございます。ですので、まだ査定中ということでございますので、本当に概算みたいな形のお話になりますけれども、その12の補助申請を行っているうち、7カ所が農地、田ののり崩れというものがございまして、現在のところ4,300万円程度の事業費かなと、補助事業分ですけれども、そういう形で見てございます。残りの5カ所が施設災害ということで水路、ため池、そういったものが約1,900万円くらいという形で事業費を見てございます。

それで、先ほど農家の負担額に応じてその補助率が変わるというお話をさせていただきましたけれども、この考え方につきましては個々の現場の個々の農家数で割った金額ということではなくて、これは村全体としての金額をそれに係る受益者の人数で割って、その負担額が幾らになるかによって決まるというような制度になってございますので、まずは今行っている査定での金額が固まってきた後に、今度は別に受益者が何人いてどのくらいの負担になるのかといったような審査が入ってまいります。それらを受けて金額が確定されていくと、個人の分担金も確定されていくという流れになってございますので、なかなかここで幾らというお話はできないというところが現実のところでございます。

ただ、先ほど言ったように90%は下らないのかなというお話をさせていただいていると同時に、農業用施設関係につきましてはその受益も大きいということもございますので、そういうものについては村の負担部分で賄っていこうと。

ただ、個人の農地の部分につきましては一部分担金という形でご負担をいただくという

形になります。ただ、ここにも村のほうで単独助成のほうで80%助成をしますというお話をさせていただきましたけれども、こちらの補助採択になる部分についての農家の負担についても80%の補助を出していくという形になりますので、相当、金額の大きいところもありますから幾らと言いかねるんですけれども、負担が少ないような形で持つていければなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） いずれにしましても農家負担につきましても村単独の小災害支援事業、それも対象にしてということであれば、かなりの自己負担の軽減にはつながってくるのかなというふうに思いますので、現実的にやはり相当数の箇所、被害額も想定されますので、なるたけ被害を受けた方々の負担が幾らかでも軽減されるような対応を今後とつていただければというふうに思うところでございます。

それと、特に1つの例として申し上げますけれども、農地あるいはいろいろな水路、それとも一体となったような場所で大瓜の宮沢地区、達居森からの土砂崩れによりまして相当の距離にわたって水路が傷んでおりますし、最終的に土石が水田に全部入ってきたというような箇所もございます。あれをどの程度の、どのような復旧対策なのか、これからだと思いますけれども、やはりああいった場所についてはその特定の地域だけでなく、やはり被害が発生するもとです。もう達居山からの排水路もあるわけですから、当然山のほうの治水対策、砂防対策、そういったことも必要ではないのかなというふうに感じるわけですけれども、その辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 宮沢地区というと牛野森温泉のほうなんですか。（「その下の」の声あり）

その下のほうですね。水路の改修したところですよ。

議長（細川運一君） 議長を通して発言してください。

村長（萩原達雄君） その件については本当に何回も申し上げておりますが、万全の方策を講じておったつもりでありますが、何せ想定外と、だからそれはもう使わないということではありますが、本当にこういった大災害、予期しない大災害があったということで、本当に大変な思いをされたということにつきましては心からお見舞いを申し上げますが、詳細につきましては農林建設課長のほうから答弁をさせます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 今ご質問のありました宮沢地域の水路部分とタリ、土石流といい

ますか、そういう被害を受けたところにつきましては、こちらも国のはうの補助申請を行っているところでございまして、きのう、午後からだったと思いますけれども、現場のはうの査定のはうに入ってございます。それらについての査定結果というのはこれからということになりますので、その辺については差し控えさせていただきますが、その上流部のお話ということでございますので、その上流部につきましては水源涵養保安林という形になってございまして、所有地とか、そういったものがございます。そこは先日新聞のほうでは土砂災害警戒区域ということで19カ所、それが発表になったと思うんですが、それとはまた別にこの地域は崩壊土砂流出危険区域ということに指定されてございます。その土石流があったところについて沢といいますか、そこをずっと上のほうまで実は県の仙台振興事務所の林業振興部のほうで確認をしに来ております。この崩壊土砂流出危険区域になっていて今回災害を受けているという事実がありますので、県のほうで早急にこの対策をしなくてはいけないという認識のもと、ことしから調査に入って、国の補助を受けて治山事業を行っていくというような流れで今のところは聞いてございます。

ですから、今回の災害を受けた水路部分と田の土砂の撤去といったものにつきましては、今回の災害復旧事業で行いまして、その上流部の治山関係につきましては来年度以降ということになると思いますけれども、国のはうの治山事業で県の事業となるということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） あの地区につきましては数年前に周辺の排水路をせっかく整備したところにまた大量の土石が入ってきたということでありますので、やはり流れるもとの対策も絶対必要じゃないかなというふうに考えますので、今後もそういった方向に向けて取り組んでいただければと思います。

それから次、村単独の災害復旧支援事業の手続の件についてお尋ねをします。

申請の手続につきましては、お知らせのとおり申込書の提出から補助金交付の申請、そして交付の決定、工事施工、完了後に実績を報告して補助金を支払うという流れになっていますけれども、今いろいろな箇所で数多く出ていますし、その規模も大小まちまちでございますので、実際に相当量の工事費もかかる場所も出てくるのではないかと思われます。

そうしたときに、この申請の流れですと実績報告書では工事費を支払った領収書をつけてから補助金を支払うというような流れになっていますので、実際に高額な工事費になった場合、かかった工事費を全額支払うという、一時的にそういった資金が必要となってき

ますので、もうちょっと柔軟な方法をとれないものかと。前もって概算で補助金交付できるような方法がとれないものか、その件についてお伺いをします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　ただいまの質問でございますが、本当に高額な負担金が発生した場合に手持ち資金なりの融通の関係でなかなか支払いしてから領収書を提出するというのは厳しい方も中にはおられるんではないかということで、議員今お話しのとおり、大衡村ではこれまでそういうことはなかったんですけども、今回に限ってと言ったらいいんですか、そういういた見積書の中で補助金も交付するというようなふうに要綱を……そういうことを、補助金交付要綱の中に概算払いの要綱があるということで、そこで対処してまいりたいというふうに思いますが、なお詳しくは農林建設課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　農林建設課長。

農林建設課長（齋藤　浩君）　農業用施設災害につきましては、村のほうからのご説明しているとおり80%の分の補助金を交付しますよということで、補助金の交付要綱で決めているんですけども、そちらのほうを改正させていただいて、80%を支払えるような形にさせていただいてございます。

この中には手続等について規定されているものでありますけれども、この中に概算払いの規定はないんですけども、この大もとになるのが村の補助金交付規則というものがございます。こちらの中で概算払いという項目がございますので、そちらに基づいて補助金交付決定をした金額の範囲内で概算払いの請求の、ご希望のある方という形になりますけれども、そういういた方に概算払いをしていくというような事務の取り扱いをしてございます。

議長（細川運一君）　石川　敏君。

1番（石川　敏君）　この件については議会と地区の座談会でもこういった住民の方の声もありましたので、やはり皆さん復旧に対して少しでも支援できるような、事務的な面から、手続の面からも体制をとっていただければと思うことありますし、今のような概算でもって希望の方にはお支払いも考えるということありますので、一安心かなというふうに思っています。

あと、今回、3月までの復旧工事ということで、その補助金の額なんですけれども、専決で約4,000万円ぐらいでしたか、補助額として計上されておりますけれども、その額、先ほどの説明ですと相当の箇所数と、あと金額も総額で1億5,000万円と言ったんですか。

工事費概算が。ですと、かなり補助金額も上回ってくることが想定されるのではないかなどと思うんですけれども、今後増額する予定なのか、あるいは来年3月まで工事が完了しないということも考えられるわけですけれども、その際には次年度への繰り越しも検討するというようなことですけれども、それでもおくれるといいますか、また、申請そのものが今後も出てくることがあるのではないかなどということも考えられるんすけれども、27年度だけでなくて28年度分でも予算措置は考えられないものか、その辺の計画もあわせてお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　農林建設課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君）　農林建設課長。

農林建設課長（齋藤　浩君）　専決の予算によりまして補助金という形で約4,000万円、その分が単独事業の補助金。これにも補助採択になった分の自己負担金についての補助部分もここの中に含めるというような意味合いではとてございますけれども、それで、現在のところ、12月8日現在ということで、農家さんのほうから申込書をくださいと、出していただきたいんですがというお話をしておりますが、12月8日現在で92件今のところでござります。

予算でとったときには121カ所分という形で見てございますけれども、これにつきましてはそのときにわかっていたといいますか、そういったところで想定した箇所数でとてございまして、金額については1カ所当たり大分大きな金額で村のほうでは措置したつもりでございます。

ただ、今回出ている状況を見ますと、前もって村のほうに報告あって、村のほうで現地調査をしている部分というのが200カ所近くあるんですけども、それ以外のところもやはり出てきているというのが現状でございます。ですので、想定した金額、金額的には大きくとったというつもりではございますけれども、そういったものが間に合うのか間に合わないのかというのは結果を見ないとわからないんですけども、現在のところはその約4,000万円の中で大体大丈夫くらいではないかなという形を今のところは見ております。

ただ、工期的なものからして、先ほど來の質問の中でもあったように3月まではなかなか難しい部分が出てくる、そういったものについては27年度の繰り越しの分で対応するというようなことも視野に入っているということでございます。

また、これが足りない場合という形ですけれども、それについては今後の予算措置とい

うことになりますので、それについては状況を見ながら検討していくということになろうかと思います。以上です。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 復旧事業、まだまだ見えない部分もあると思いますし、これから農家の方の申請、これから上がってくるものもあると思いますので、そういうものについてできるだけ対応できるようにこれからも取り組んでいっていただければというふうに思います。災害復旧については以上にいたします。

次、2件目の行政区の分割の件ですが、衡中東からときわ台地区、それから今の塩浪団地造成地区をあわせて分区ということの計画ですが、時期としては来年の4月の時期というお話ですが、あと、具体的に新しい行政区名、答弁なかったように思うんですけども、その辺はどのように考えておられるか、お尋ねします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えします。行政区の名前はどうなっているのかというご質問だと理解しますが、名前はまだ、行政区名はまだ決定しておりません。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 新しい地区名はまだ未定ということのようでございますけれども、いずれにしても地域の名前にするんだかどうだかわかりませんけれども、地区としては本当に限られた地区ですよね。区域としては。ときわ台と新しいあそこの団地ですから、そこで戸数としては約200戸を超えるんでしょうか。

それなりの戸数になりますけれども、その中でいろいろな団体としての役員の構成、区長を初め、今現在よその地区と大体同じような役職の構成を考えているということでありまして、地区の中に相談をかけて現在いろいろ人選をやっているようですが、中で区長さんの候補になる人がまだ決まっていないというようなお話をしました。

やはり現在でも各地区、どこの地区も同じですけれども、区長さんはその中でも一番忙しい仕事だと思います。なおさら今度の新しい地区は若い方々の世代がほとんどだと思います。今の現在、区長さん方、割と年齢が上の方で、仕事もある程度自由になる方がなつておられますけれども、そういうことから仕事をしている人が難しいという面もあると思いますけれども、やはりかといっていつまでも地区にばかり任せていいいものかどうかちょっとわかりませんけれども、いろいろなそのほかの役職も大体同じ構成ということですけれども、そういうことで、若い世代の多い構成の地区ですので、いろいろな役職を

よそと同じように、全部同じような役職が最初から選んでもらうのかどうか。全部同じように4月からその地区の運営としてスタートできるものなのかどうか。その辺の考えはどうなんでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　既存の行政区がありますけれども、そういったところと同じような形で役員を選任していただければベターかなというふうに思っているところでありますて、ただ、先ほども申し上げましたとおり区長さんになる方が今難航している。難航していると言つても、その辺はどういう形で難航しているのか、よく把握はしておりませんけれども、それもいろいろ村のほうとしても今集会所を建設しているわけでありますから、機会を見て、その集会所の建設委員会も立ち上げておられるようでありますから、そういった中で区長さんというものの職責なり、あるいは立ち位置とか、そういったものを説明しながら引き受けさせていただけるような人をぜひ推薦してほしいということを要請してまいりたいというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　石川　敏君。

1番（石川　敏君）　全く新しい組織体制、役員体制で生まれるということでありますので、その辺の地区としての運営のあり方については、今現在の衡中東地区の区長さん初め、いろいろな方々とやはり協議、相談なさって、よりよいスムーズな地区運営を持っていっていただきたいというふうに思っています。

あと、また別ですけれども、今回の行政区を分けるということについて、条例とか規則の件なんですけれども、今大衡村についてはこの行政区に関しての規則というのは行政区設置の規則というんじゃないなくて、行政区長設置の規則なんです。今の大衡村の規則は。行政区そのものの設置規則じゃなくて、行政区長を設置するという規則なんです。

ですので、よその町もちょっと見たんですけども、よそでは行政区設置規則あるいは条例になっているところもあります。そういうところできちんと明文化している。そして、行政区を置いている。あるいは区長たる区長さんの職務についてもきちんと明文化しているというところもありますので、大衡村としてその辺の行政区設置についての考え方はどうなのか、まず伺います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　新しく、今まで13行政区だったものが今度は14行政区になるということの根拠となる条例なり、あるいは規則なりがあってしかるべきだということあります。当

然そのとおりだと思います。今、その件について総務課長よりその辺についての答弁をさせたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） その点につきましては、議員おっしゃるとおり行政区長設置に関する規則ということで村では定めているところでございます。

なお、ほかの町の規則等を見ますと、この規則の中に行行政区長の果たすべき役割等々記載しているところもあります。したがいまして、村としてもその点について今後検討していく必要があろうかというふうには思うところでございます。

またあと、それとは別に大衡村公民館条例というものがございまして、こちらのほうの改正、現在は13の分館を置くということになっておりますけれども、この数、数字の改正が今後出てくるものになるものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 現在の村の条例あるいは規則関係、今の総務課長のお話のとおりありますけれども、やはりこれからそんなに行政区がふえるということは想定はそんなにはあることではないと思いますけれども、きちんとした行政区設置についての、条例でも規則でも、そういういた根拠をやはりきちんとしておく必要があるんじゃないかなと思うんです。その中で区長さんなり、あるいは分館長さんの職務、役割、ある程度きちんと明らかにできる部分はしておく必要があるのではないかと思いますけれども、今後やはりそういった部分も含めてさらに検討する必要があるのではないかと思いますけれども、改めてまた伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしく石川議員仰せのとおり、区長にしても地区の数にしても、あるいは分館の数にしても、あるいは分館長なりといった役職につきましても、設置の根拠となるものを、今完全に整備できていないものについては今後きちんと整備してまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 今、村長からそのようなお話をいただきましたが、やはり各地区の行政区をやはり規模もかなり差もありますので、それぞれの地区、行政区によって実態が違っています。各区長さん方とやはりその辺きちんと協議をなさっていただいて、地区に合ったような行政区運営のやり方があってもいいのではないかと思います。村一律同じじゃなく

て、そういったことで区長会の皆さんともやはりもっと意見を詰めて、何言ってもやはり一番取りまとめは区長さんでありますので、その辺の意見を伺って、これからこの村としての行政区のあり方、運営に当たっていただければと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね、各地区の運営については本当に各地区それぞれの特色があって、いろいろな地域性といったものが大分その場所場所で発揮されているなというふうに感じているところでありますが、今回のときわ台の地区に分割する地区につきましてもそういういった若者を主とした地区になりますんで、これまでの古い考え方というと語弊がちょっとありますが、その地区地区の自主性を最大限に発揮していただけるような、もっとユニークな地区での何か発想があって、それを取り入れて地区運営をなさるのも村としてそれがいいとかだめだとかといったようなことではございませんので、その地区的自主性にぜひ委ねたいというふうに思うところであります。

議長（細川運一君）　　ここで休憩をいたします。

再開を4時50分といたします。

午後4時39分　休憩

午後4時50分　再開

議長（細川運一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日予定の一般質問が全部終わらないため、本日予定の通告順7番佐藤貢議員までの一般質問が終わるまで会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君）　　異議なしと認めます。したがって、本日予定の一般質問が全部終わるまで会議時間を延長いたします。

通告順6番、細川幸郎君、登壇願います。

[8番　細川幸郎君　登壇]

8番（細川幸郎君）　　通告順位6番、細川幸郎です。私は障害のある方々の福祉の共生社会の実現に向け、大衡村村内に福祉支援の多機能型通所施設誘致について、また、就労支援について今回一般質問をいたします。

大衡村が策定した第4期障害福祉計画では、円滑な福祉事業実施の方策として次

のように明記されております。それは、本村にとって必要性、緊急性の高い課題として福祉サービスの基盤となる多機能型通所系サービス事業所の早期設置を位置づけます。平成30年度開所を目指に、県や黒川地域自立支援協議会と協議していくと施設の整備方針が示されています。

私は多機能型施設の開設に向け、どのように具体化させていくのか、村長に問うものであります。

まず1点目、利用者ご本人やそのご家族の方々のニーズをどう把握しているのかについて質問いたします。

次に2点目として、多様化する障害者福祉の将来を見据え、どのような施設を目指すのか問うものであります。一口に多機能型と言ってもさまざまな形態があり、まず最初の一歩を踏み出すとき、利用者のニーズに添うものでスタートするわけですが、多機能型は大衡村の地域性を踏まえながら柔軟な施設運営が可能となるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援並びに児童発達支援、児童の放課後デイサービス事業などを組み合わせて、複数の機能のサービスを実施する施設であります。

そして、利用者定員、常勤職員の数、設備の兼用に特例が設けられていることを生かすことにより、利用者にとってはそれぞれのニーズに即した支援を身近な事業所で受けられることが可能になるという利点があり、また、施設運営に当たる事業者にとっては利用者の確保にもつながるわけであります。

さらには、ショートステイや日中一時支援の事業なども取り入れるというような発展的な施設につなげていくのが理想であります。そのような施設を目指すのか、村長に伺います。

次に3点目として、村内のどこに施設を設置するのか。私は村有地が当然望ましいと思うわけですが、その場所をどこと考えているのか、お聞きします。先ほど申し上げたように発展性のある多機能型施設にするにはある程度の面積が必要であります。さらには、現在ではそういった施設では送迎をしますから、交通の便のよいところとか安全性の問題、また、地域の人たちとの交流のしやすい環境のところなど、理想を言えば切りがないのですが、それはともかくとして、とにかく村有地である程度の面積のある場所を村ではどこと考えているのか、伺います。

そして、肝心なのは充実した福祉サービスを行う事業者の選定です。大衡村の福祉への構想をよく理解し、そして、しっかりとした経営理念を持ち、障害者福祉での実績を十分

に持った福祉法人を選定しなければなりません。村としては事業を提案してきた幾つかの法人を選択して1つに決めるわけであります。そして、その事業者に対して村有地を無償で貸与する。

さらには、施設設備をするに当たっては国及び県から事業費の4分の3が補助金として交付されますが、補助残分の4分の1が事業者の負担となります。がしかし、全国、そして県内の例を見てみると、その4分の1は市町村が単独の補助金として交付し、施設の誘致を促しているというのが実情であります。

それはなぜかといいますと、地域の障害者福祉の拠点としてその役割を多くにわたって果たしていただかねばなりません。ですから、事業者の選定においては今まで実績のあるしっかりととした福祉法人を選定しなければなりません。そのことを強く望むものであります。

次に、4点目の質問に移ります。

大衡村第4期福祉計画では、平成30年度の開所整備方針を目標としています。施設開所までには国県の補助金を受けるには、先ほどの質問の1から3までを踏まえまして、県への申請、事業者のエントリーが必要になってまいります。手続上、その時間的なものはそれほど悠長には構えていられないと思います。そこで、施設開設までの具体的なスケジュールはどうなるのか問うものであります。

質問項目の5点目として、就労支援について質問いたします。

このことは、それぞれの自立した生活を目指す上で社会参加への手助けをする大変重要な事業であります。一般企業などへの就労を希望する人が一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援や、または、一般企業などの就労が困難な方に働く場を提供するとともに、能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援をどう充実させていくのか、お聞きします。

実はこれについてもしっかりと理念を持って運営している多機能型施設があれば、まさに力強い効果があるということも含め、村長にそのことを伺うものであります。

萩原村長におかれましては、村長としての公約の1つに障害福祉施設の誘致を真剣に考えてまいりますと掲げられております。まことに心強い限りであります。以上を申し上げまして1回目の質問を終わります。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　　細川幸郎議員の質問にお答えをいたします。

障害者福祉の多機能型施設の誘致や就労支援についてであります、その中の第1点目の障害者のニーズをどう把握しているのかとのご質問でございますが、平成26年度に策定しました第4次障害福祉計画の策定過程において、障害者福祉のためのアンケート調査を実施しており、この中でニーズの把握もあわせて行っております。この調査は障害をお持ちの方々の要望や意見を反映した計画とする目的として行ったもので、対象者258名のうち159名より回答をいただいておるところでございます。

在宅サービスや社会参加等に関する設問において最も利用意向が高かったのはショートステイであります。次いで多かったのが機能訓練や生活訓練等の通所サービスとなっております。これは障害者の日中活動場所の確保を望むとともに、家族に対する支援もあわせて希望していることによる結果と捉えておるところであります。

障害種別では、身体障害者の利用意向が比較的低い一方、精神並びに知的障害者の方の利用意向が高い結果となっておるところでございます。療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加傾向にあり、障害福祉サービスに対するニーズについても年々増大するものと考えておるところでございます。

また、アンケートの自由記載意見では、障害者施設の設置や就労継続支援施設の整備の希望、あるいは村内に障害者が利用できる施設があると家族も安心して生活できるといったご意見もあり、身近な場所への施設整備が望まれているものと認識をしておるところでございます。

現在、障害福祉サービスの利用者は、児童も含め本村では43名となっており、このうち在宅でのサービス利用者が26名であります。全て村外の施設利用となっております。住みなれた地域で自立した生活を営む上でも、身近な場所に障害福祉施設整備を進める必要があるものと考えておるところであります。細川議員仰せのとおり私もその認識に差異はございません。

次に、2点目の将来を見据えてどのような施設を目指すのかというご質問でありますが、ニーズ調査で示された利用希望の主たるもののはショートステイ並びに通所施設の利用というふうになっております。通所施設についても就労系と生活支援系があるなど、多岐にわたる希望が示されておるところでございまして、こうした多様な希望に応えるには1つの施設で生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続並びに児童福祉法に基づく事業のうち2つ以上の事業を一体的に行うことができる多機能型の施設整備が望ましいものと考えているところでございます。

次に、3点目の施設の場所や事業者の選定についてのご質問ですが、障害者福祉施設は基本的には民間資本がみずから地域ニーズの需要動向を見定め、事業展開の方針を構築して開設を行うものと認識しております。村といたしましては、施設整備の必要性を情報発信することにより民間資本の進出を期待しておりますが、現時点においてはまだ実現していない状況でございます。

開設を行う法人等については、多機能型事業所の運営を担い得る実績を持った法人であることや、開設後の利用者をどのように充足するか等の課題があり、村として事業所開設を促す上で施設の開設場所も含めどのような支援が効果的なのか、引き続き検討する必要があると考えておるところでございます。

次に、4点目の施設開設までの具体的なスケジュールについてのご質問でございますが、近隣の通所事業所の開設状況を見た場合、国の社会福祉施設整備に係る補助金を活用した事例と既存施設を大規模な改修を行うことなく障害者福祉施設に転用した事例があります。補助金を活用する場合には、例年8月ごろに宮城県が翌年度以降の障害者福祉施設の整備計画の照会に対して申請を行うこととなります。例年8月ごろに申請をするということであります。

この申請を受け、県ではヒアリングを通じて整備計画の熟度、必要性、緊急性に応じて優先順位を付し、その上で国と協議を行い補助決定することとなりますので、整備計画の立案から事業開始までは最短でも1年半程度の期間を要するのではないかというものとなっているところであります。

一方、既存施設を転用して開設する事例においては、その多くが法人の自己資金による整備を行っており、法人の意向により隨時開設が可能になるものと考えております。

次に、5点目の就労移行支援や就労継続支援をどのように充実させていくのかということをございますが、障害者基本法では全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としており、その理念は障害のある方の就労においても達成されるべき目標と理解しているところであります。

現在、就労移行については2名の方が、就労継続支援に関してはA型、B型を合わせ9名の方が利用されており、就労移行については2名の方、そして、就労継続支援に関してはA型、B型合わせ9名の方が利用されております。今後も支援学校卒業生や精神障害者の方を中心にニーズが増大するものと考えております。

就労支援は働くことによって収入を得るとともに、自分の能力を発揮することにより自己の存在を確認し、他者や社会とつながる生きがいづくりを支えるものであり、村といたしましても事業所の新設等による多様な就労の場の創出、ハローワークと連動した障害者就労の促進に向けた普及啓発、障害者相談支援機関のぱれっと吉岡や障害者就業生活支援センターわーくとの協働による障害者就労支援体制の充実を図るなど、障害を持つ方々の就労環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、細川幸郎議員の1問目の質問の答弁にかえさせていただきます。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 私はことし3月に大衡村が策定した第4期の障害福祉計画を拝見して、本当によかったですなと思うのは多機能型施設の誘致を期限を設けてというか、整備目標年度をきちんと明記したということです。

私は何回も議会などでこのことについて言及させていただきましたけれども、現時点でどこまで役場庁内では話が、煮詰まるところまではいかないでしようけれども、どこまで話が進んでいるのかお聞きしたくて今回質問したわけです。そのことについて村長に伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 実は、どこまで庁内で話が煮詰まっているのかと、あるいは話が出ているのかということだというふうに思いますが、この件につきましては去年あるいはその前から、あるいはもっと前からいろいろ皆さんのご意見やら、あるいは村の団体、きらりんこさんといった障害者を持つ親の会の団体の皆さんの要望やら、そういったものでお話が出ていたということを踏まえまして、ぜひそういったことを真剣に考えていかなければならないなという機運が、もちろん私が村長になる前からそういったお話をされておりました。

私もそういうことに対しては本当に重要なというふうに認識していたものでありますから、そういうことをぜひ進めたいということで公約の中にも入れさせていただいたという経緯があるわけですが、庁内ではまだ具体的などういう業者をどこに来ていただくんかというお話はしておりませんけれども、ただ、保健福祉課の担当職員には私が就任してからも、それ以前からもだったのかもしれませんけれども、命じてその調査をさせております。まだ、今の現段階では具体的な業者選定なり、あるいはその場所について云々という、そういうお話を申し上げる材料までは至っていないということでございます。それが現状でございます。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 先ほどの村長の答弁にもありましたけれども、開設までのスケジュールということで、補助金を受けるにはまず毎年8月の県の審査を受けなければいけないということで、もうチャンスは1年に1回しかないということを考えれば、最短でも1年半かかるということですので、本当にこれからもう段階的にその内容を煮詰めていかなければならぬと私は思います。

それで、ちょっと先ほどの答弁で気になったのは、設置するのに2つの方法があるよ。1つは国の補助を受ける方法、もう1つは既存の施設を転用かけて使えば、あとは事業者さんが自前で負担すれば、それはいつでも開設できますよというような答弁があつたわけなんですが、村としてはどっちの方向を選ぶんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どっちの方向を選ぶと言われましても、まだそういった業者さんが確定もしていないので、その業者さんの意向にももちろんよると思います。なので、軽はずみなことは申し上げられないというふうに思っていますが、村としてはどちらでも来ていただけるような業者さんがいればぜひ話し合いといいますか、そういったものをしてまいりたいというふうに思うところがありますが、既存の場所を使ってやるんであればすぐできるというのは、それは補助金が云々とか、そういったものじゃなくて、時間的な問題ですぐできるということでありまして、その辺については補助金云々ということについては私はそこまではちょっとわかっておりませんので、保健福祉課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） 村長の答弁で2つのケースをうたっているのが、議員もおわかりのとおり福祉計画の中に整備方針の中に平成30年度まで開所を目指すということで、その中に現在遊休施設となっている旧大衡幼稚園園舎の跡地利用ということをうたっているんです。実際この計画を立てた時期、私はいなかつたんですけども、実際この多機能型をやる事業所の話によりますと、今の話によると結局既存の古い建物を使って、それを直してやるというのは難しいという話を聞いております。ですから、先ほど議員さんがおっしゃったとおり例えば村で土地を譲渡なり、例えば無償貸し付けなり、そういった土地を提供して、そこに建物を建てれば県とか国の社会福祉施設整備事業の4分の3の補助金が受けられるということもありまして、2つのパターンのことをうたっている次第であります。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 障害者福祉の施設というのはもうやはり現在は多様化していまして、昔みたいに1つのことに特化した施設ではもう対応できなくなってきたているんです。ですから、必然として多機能型になっていくわけです。

先ほど1問目で私申しましたけれども、やはり発展性のある施設でないと、せっかく設置するわざですから発展性のあるものでないとやはりいけないと思います。村の調査でもショートステイの要望が一番多かったということありますから、生活介護と就労支援と、そしてショートステイというふうなことであれば、私は大衡村だけの利用者じゃなくて周辺の、例えば近隣の町の方が「大衡の施設、すごくいいよ」ということになれば、利用者は集まってくるんです。今はちゃんと送迎しますから。そうすると、事業者はどんどん発展性を持っていくわけです。そういう方向で進んでいってもらいたいと思うわけです。いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これまで村の考え方としては2つあったわけあります。1つは旧幼稚園跡地はどうだろうというお話も本当に今保健福祉課長からお話をあったとおりですが、そういったお話をありました。ただ、今課長答弁のとおり業者サイドから言わせますと、そういった古い施設だと改造といいますか、大幅に改築しなくてはならないし、そしてまた、場所的にも段差のついた地形であります。講堂が下にあるということで。そういったことで、使いづらいといったご意見もあったようあります。

なので、そのほかの場所も視野に入れながら検討をしていかなければならないなというふうにも思っておりますし、さらには、果たして事業者でありますから利用者の確保といったものが十分にできるのかどうかといったことも当然進出するに当たって心配されるということであります。今議員おっしゃられたように、すばらしい施設であれば近隣からも集まってくるんだよというお話、ごもっともだというふうにも思います。

がしかし、それが確実に見込めるのかどうかも含めながら、やはり事業を開くときにはいろいろなコンサルなり何なりで試算していただいたデータに基づいて安全第一で進出される、企業もそうですけれども、そういったことで、果たして大衡村にそういった事業者が来ていただけるのかどうかということも踏まえて、今後誘致活動、先ほども申し上げましたとおり保健福祉課の担当職員に命じておりますので、その辺ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 本当に障害者福祉に関して熱心に取り組んでおられる事業者さん、県内にもたくさんおります。法人さん、NPOさんも含めて。ただ、やはりちゃんとやっているところは1カ所だけじゃなくて、やはり2カ所、3カ所と事業展開しているわけです。それは別に企業のように大きくして金をもうけようということは絶対ないです。福祉法人ですから。福祉法人はお金もうけできませんから。それなりのやはりノウハウを持って地域の福祉に貢献されているわけです。

まず、よい福祉法人というのはまず人からつくっていきます。まず職員をつくります。いい職員をつくって利用者さんにいいサービスを提供する。そうすると、その利用者さんはそのいいサービスの提供を受けたから自立に向けて頑張れるんです。また職員が育ったら、また新たな福祉にとって魅力あるものをまたつくっていくわけなんです。そうやって発展的に展開されている法人さんが私は理想かなと思うわけです。

そして、何よりも地域に根ざして、そして大衡村の施設だなと思えるようなものになっていけたらなと思うんです。福祉の世界ですから何々らしい、どこどこ町らしいというのはなかなか打ち出せはしないんですけども、そのことについて村長の考えを聞いてみたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大衡らしさといいますか、もちろん大衡にそういうものができれば、当然大衡のカラーを出していただくというのはもちろんのことあります。細川議員もこの障害者福祉については前々から造詣が深く、常々こういったことでご質問されておるわけあります。

今のお話のとおり、すばらしい事業者、俗に言ういい事業者というんですか、そういうものの存在についても大分詳しいというふうに私が見て思うんですが、ぜひどういった人たちにお話をしたらいいか、そういうことも含めてぜひ保健福祉課のほうにアドバイスなど頂戴できればなというふうに思うところであります。まさしく議員仰せのとおり大衡のカラーを出した、そういう施設が一番いいのではないかなど私も同感であります。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） まず、大衡村の第4期障害福祉計画、施設の課題に関しては私は一步踏み出したのかなというふうに捉えました。それが滞ることのないように、これからも背中を押してまいります。

私が障害者福祉の質問を初めてしたのは平成21年なんです。あと、24年、25年、あとこ

とし27年ということで6年間に4回やっていますけれども、そのたびに、私が質問するたびに保健福祉課長はかわっているんです。もう少し腰を据えて福祉に関してこれから取り組んでいただけたらなと思うわけですが、村長にその考えを伺います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね、人事についてはいろいろあるわけであります。この大衡にそういういった障害者福祉施設ができるということは本当に我々にとりましても念願していることでありますから、ぜひそういう方向で強力に進めてまいりたいと思いますし、ただ、利用者の皆さん的人数にもよります。施設の規模もコンパクトにできるものか、そしてまた、将来的には大きくもできるのか、そういうこともまだ未知数でありますので、どのような推移でもって発展していくのか、そういう将来のシミュレーションもしながら、そういう方々が年々ふえているとはいいましても、大衡は人口がふえて赤ちゃんも生まれてきているわけでありますから、そういう方々もふえてくるかもしれませんけれども、そういう動向もシミュレーションして、そして規模的なものも含めてぜひ進んでまいりたいというふうに思っております。のために今回いろいろな事業者と面談なりをしなさいということを命じておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　　通告順7番、佐藤　貢君、登壇願います。

〔2番　佐藤　貢君　登壇〕

2番（佐藤　貢君）　　通告順7番、佐藤　貢です。2件通告しておりますので、一問一答で質問をいたします。

1件目は、空き家問題に対する大衡村の取り組みについて質問をいたします。

全国的に老朽化した空き家が急増しており、大きな問題になっております。空き家といつても、それが所有者等によって適切に管理されていればいいのですが、問題は空き家が管理不全となった場合で、それに伴って防災、防犯、生活環境の悪化、景観の悪化など、さまざまな問題が生じています。

先月の地区懇談会においても、空き家対策を真剣に取り組んでほしいとの地域住民の意見もありました。本村においても少子化が進み、ひとり暮らしのお年寄りの方が増加している現状を踏まえれば、この空き家問題が深刻化する前に未然防止策が必要ではないかと思います。

そこで、本村における空き家の現状などをどの程度把握しているのか、また、空き家の撤去が進まない背景には更地にすると固定資産税等の減免措置が受けられなくなるという

税制上の問題もあり、そのまま放置する空き家がふえる要因となっていると思いますが、今現在固定資産税等の税収には支障を来していないのか、また、空き家問題はもともと所有者の自己責任の問題であり、行政が安易に介入することは大変難しいと思いますが、空き家対策条例を制定すべきと私は考えますが、村長の見解をお伺いするものであります。

次、2件目、ふるさと納税の現状について質問をいたします。

自分が居住している場所に関係なく出身地などのふるさとを応援したいという自治体に寄付をすることで、お礼に特産品がもらえるというふるさと納税が、今大変人気になっているようです。大衡村ではふるさと寄付金と言っておりますが、寄付金の状況については広報紙などでお知らせをしておりますが、改めてこれまでの寄付者の人数と寄付金額、その推移についてお聞きいたします。

また、お礼として地元の特産品を送ることによって大衡村の特産品のPRにもなっていると思いますが、その反応は今どうなのか、また、次世代へこのすばらしい景観を残すため、「皆さんの応援が村の活力です」という大衡村のキャッチフレーズもありますが、今後ふるさと寄付金の納税者をふやしていくのであればどのような取り組みを検討されているのか、村長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　佐藤　貢議員の一般質問に答弁をいたします。

空き家問題に対する取り組みということですが、まず第1点目の空き家の現状をどの程度把握しているのかということです。全国的に問題となっている空き家対策につきましては、平成27年2月26日、関連の規定は5月26日ですが、平成27年2月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法、以降空き家等対策措置法と申しますが、施行されました。適切に管理が行われていない、防犯、衛生、景観等、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす空き家等への対応が可能となったところでございます。

空き家の中には、ご質問のような倒壊の危険性があり、防犯や衛生上有害となる空き家を特定空き家としており、これに関しては除却、修繕、立木伐採等の措置への助言または指導、勧告、命令がかかるうとなっております。

村としましても特定空き家等の把握のため、区長会議で空き家等対策措置法の趣旨を説明しております。そして、特定空き家等に関する情報収集を行っているところでもあります。

また、現在策定中の大衡村地方創生総合戦略において、時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守ることを目標に、空き家実態調査の実施を計画しておるところでございます。

次に、2点目の固定資産税等の税収に支障を来していないかとの質問でございますが、現在村が課税している家屋の所有者が村内に住所を有している場合は空き家の可能性がもちろんありますが、平成26年度の固定資産税現年課税分のうち、家屋分の課税割合は29.6%、収納率については98.9%であります。家屋未納額分のうち村内外に住所を有する方が所有する空き家割合についてはごくわずかで、現在は税収に大きく支障を来しているものはございませんが、わずかながらといえども引き続き納税勧奨などを行って収納未済額縮減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目の空き家対策条例を制定する考えはとの質問でございますが、条例を制定することにより空き家等対策措置法第14条に明記されております助言または指導、勧告、命令することが可能とはなりますが、条例の制定については今後の特定空き家等及び空き家の利活用調査の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2問目のふるさと納税の現状についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、平成20年度の地方税法の一部改正により、都市と地方の税収の格差是正を目的として創設されたもので、自分の生まれた故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県や市区町村へ寄付することで、個人住民税の一部が免除される制度となっております。

1点目のこれまでの寄付者の人数と金額は幾らかというご質問でありますが、本村では平成20年度においてふるさと寄付条例を制定しました。以来、①として自然環境の保全と緑化の推進、②として福祉施策の充実、③として教育、文化活動、スポーツ振興、④としてその他ふるさとづくりのこの4項目の事業に対する寄付金の受け入れを行っております。現在まで78名の方々から1,345万円の寄付をいただいております。

次に、2点目の地元特産品を送ったことへの反応はとの質問でありますが、寄付をいただいた方には、その金額により返礼品は違いますが、3万円未満の場合は万葉美人3本セットと村の広報紙を送っております。2回目以降の寄付の際には地元の土産品を組み合わせた品物を返礼品として送らせていただいておりますので、地場産品のPRにもつながっているものと認識をしておるところでございます。

次に、3点目の寄付金をふやすためにどんなことを検討しているのかとのご質問であります。今年度に入り、他県の例で申しわけありませんが、山形県天童市では昨年度の倍以上の寄付金があったという新聞報道がありました。増加した要因としては、サクランボやラ・フランス、桃などの果物類や米や日本酒、牛肉といった農産物や加工品、地元産の木工家具や将棋の駒などを返礼品として、寄付された方が自分の好きなものが選べるよう選択制の幅を持たせたことや、今年度から複数回の寄付が可能となったことが金額の増加につながっているとのことです。

村としましても、寄付をふやすためには返礼品の選択制を取り入れることや注目を引く地場産品を取りそろえることも考えられるところでございますが、村の地場産品として希望に添えるものがあるかどうか、総体的に見きわめながら検討しなければならないというふうに考えております。

また、ふるさと納税を広く周知するために村のホームページへの掲載やインターネットのふるさと納税の専門サイトへの掲載を行っておりますので、今後もこれらの媒体を積極的に活用しながら広く周知を図ってまいりたいと考えております。

ただいまは天童市のお話をさせていただきましたが、全国的にはこの返礼品の返礼品合戦といいますか、どんどんエスカレートしていって、それが余り好ましくないというようなことも言われておるところでもありますから、そういったことも加味しながら、大衡村として何ができるか、どういった返礼品ができるものかなといったことを勘案しながら、このふるさと納税に対する対処をしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上で、佐藤 貢議員の一般質問、1問目に答弁させていただきました。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） では、最初に空き家対策のほうからご質問していきたいと思います。

先ほども答弁で特定空き家等に関する情報収集を行っているという答弁をいただきましたけれども、誰がどのような方法でそういう情報収集しているのか、もう1回ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これにつきましては、区長会の会議の折に区長さん方に地元の空き家の把握を要請しておるところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） それは今進行中なんですか。まだ把握はされていないと。今そういう情報の収集を区長さんにお願いをしている段階なんでしょうか。そして、区長会任せじゃなくて、行政のほうではどのような対応をしているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） たしか9月でしたか、9月に要請しております。なので、その件数については集計できているものと思いますし、そして、その情報提供が今現在ないということあります。要請はしていますけれども、その報告がまだないということあります。報告がないと。空き家がないということになるのか、まだ報告が滞っているのかということです。以上であります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 空き家がないということなんでしょうけれども、空き家は結構あるんです。それで、地域住民の方からもそういった苦情等もございますので、ただ、区長さんからのそういう収集の中で何もなかったという報告もあると思うんですけども、行政側としてそういうものを把握するべきではないのかなというふうに私は思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村としては当然今、私区長さん方に依頼した件で区長さん方から当然報告があったものと私なりに勘違いをしました。区長さん方からは報告が入っていないそうです。したがって、村としては特定空き家等の把握のために現在策定中の大衡村地方創生総合戦略の中において空き家の実態調査をやろうと。先ほども答弁で申し上げましたけれども、そういう調査を実施するということを計画しているところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 調査をしていく計画があるということなんですかけども、それもさっき答弁の中で出てきましたけれども、これはいつころから始めようと考えているんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いつころから始めると。来年の28年度の4月から言いたいところでありますが、実は早速本当は始めていいはずですよね。なので、その辺、担当の農林建設課長から答弁をさせます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） この空き家対策関係につきましては、法律は国土交通省及び総務

省という形の連携した形で対応していきましょうというような法律でつくられてございまして、これは空き家の有効利用で定住促進につなげていきましょうという目的もありつつ、迷惑になっているごみ屋敷とか崩れそうになっている危険の除去とか、そういういたものが合わされた法律という形になってございまして、それらに対応して村のほうでは総合戦略の中で空き家の実態調査を今後実施していく計画にしたということでございます。

区長さんのはうには特定空き家という形で情報の提供の依頼をしたところでございまして、特定空き家といいますのは村長の初めの答弁でもあったとおり、もう既にごみ屋敷化しているとか崩れかかっているとか、そういういた本当に危険が及ぶとか住民に迷惑がかかっているというようなところの情報をくださいよというようなご説明を区長さんのはうにさせていただいておりまして、その分についてはまだそういういた情報が来ていないということでの先ほどの村長の答弁となってございます。

こちらについては、この実態調査についてはやり方もいろいろございまして、税情報との突合をかけたり実態調査をしたり、そういういたものがやり方的にはあるんですけども、そういういたものをやってデータベース化して、どういった形であとは「利用していきますか」とか「させないんですか」とか、あとは所有者の特定、把握、そういういたものを全部一緒くたになってきているような、そういういた法律になりますので、それがどのような形で手をつけていったらいいのかということを検討している段階ということでございまして、次の総合戦略のはうにまずは入れておいたということでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 現に放置されているような、今言った特定空き家ですか、そういういた空き家が見受けられています。そういういた空き家に対して、所有者等に対して行政側のはうで何か説明的なものはやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 現時点では説明とか、そういういたことはしておりません。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 多分これから高齢化によってそういう世帯がふえてくるというふうに思われますけれども、やはり数がふえてからじやなくて、やはり今のうちから対応策を考えいくべきではないのかなというふうに思いますけれども、空き家といつても所有者がいるわけですから、個人の資産にかかわることでありますので、行政としてはただ単に安易に介入できないという難しいところはあるとは思っておりますけれども、やはりそういう法

的なあれにのっとらないで、やはり村独自の調査といったものを今の現時点での空き家に
対して指導なり、所有者に対しての提言みたいなものをやっていくべきではないかと思つ
ていますが、その点お考えを伺いたいと思います。村長のお考えです。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まさに佐藤議員仰せのとおりであります。今後ますますふえてくるであろ
う空き家、そういったものの管理なり、あるいは近隣に対する影響なり、そういったもの
も当然懸念されるところでありますから、行政としましてももちろん所有者なりのプライ
バシーや人権にもかかわるところにも配慮しながら、そういったリストアップといったも
のをぜひ整理して、まだまだふえないうちからそういったものを、台帳整備というわけで
はございませんけれども、リストアップしてそういったものを把握してまいりたいとい
ふうにも考えておるところでございます。

議長（細川運一君）　　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　　平成27年2月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法という法律が
施行されたということなんですねけれども、簡単にどういった法律なのか、多分普通一般の
人わからぬと思うんですけれども、その点、関連の規定も含めて説明していただきたい
と思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ここに書いてあるとおりでありますが、内容をもっと詳しくということで
しょうから、担当より説明をさせます。

議長（細川運一君）　　農林建設課長。

農林建設課長（齋藤　浩君）　　それでは、概要ということでご説明させていただきますけれども、
この公布については平成26年11月27日という形になってございまして、施行日が27年2月
26日の法律でございます。

その法律の中では、まずは定義がございまして、空き家等というものと特定空き家、こ
れを定義で分けてございます。空き家等というのは当然住んでいないとか、あいている、
全部包含した呼び方になってございまして、特定空き家と言われると、今度はその中で
先ほど言ったように崩れそうになっているとか、著しくその状況が悪いと、そういった管
理が不十分になっているといったものが特定空き家等という形で定義がされてございます。

施策の概要といたしましては、国による基本指針の策定、あとは市町村による計画の策
定等ということがその法律の中で定められておりまして、市町村においては国の基本指針

に則した空き家等対策計画を策定していくと、また、協議会を設置するといったような規定がございます。

あと、都道府県については市町村につきましては対して技術的な助言あるいは市町村相互間の連絡調整への助言、そういった国、市町村、県、そういったものの役割分担も規定をされてございます。

また、空き家等についての情報収集ということで、これも規定がございまして、市町村長は法律で規定する限度において空き家等への調査を行うという形の規定となってございます。また、空き家等で所有者等を把握するために、固定資産税情報の内部利用もすることが可能になりますというような規定がございます。また、市町村は空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力すると、努力規定です。そういった規定もこの中に入っています。

またあと、市町村による空き家等及びその跡地に関する情報の提供、その他これらの活用のための対策の実施、ですから、あいているところをそのまま放置するということではなくて、IターンとかUターンとかJターンとか、そういった方々が利用できるような形を持っていくというようなこともこの法律の中で言ってございます。

あと、財政上の措置関係ですけれども、これに要する費用は地方交付税で見ますよとか、あと、税制上の措置関係です。先ほど住宅用地の特例関係という話もありましたけれども、そういったものについての規定もこの中でされているというようなことでございます。

大体の概要といいますとこういったところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） この措置法の中に税制改正についてもうたっていると思うんですけども、その内容をちょっとお知らせいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住民税務課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。佐藤 貢議員おっしゃるのは第15条第2項の部分だと思いますが、こちらの税制上の措置と申しますのは、特定空き家等と指定された場合に現在住宅用地の特例で課税されております、その特例を除外するというものでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） この税制改正で例えば来年の1月1日からですか、施行されるのは。それで、例えば固定資産税が上がるという話をちょっと聞いたことがあるんですけども、その点はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住民税務課長より答弁させます。

議長（細川運一君） 住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） 現在のところ、上がるということでの情報は入ってきてはございません。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） この空き家物件、保存状態と場所にもよりますけれども、さっきも村長の答弁にもありましたけれども、この措置法によりまして並行してやっていくということで地域交流のスペースとしてもこの空き家の利活用、そういったものを進めている自治体も出始めているというように聞いていますけれども、こういった柔軟な発想について村長はどうのように考えているか、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、本当にまさに空き家といいますか、老人世帯、老人の方の世帯、ひとり老人世帯あるいは離農といったことで空き家、今は空き家でなくても近い将来、もう數えても数えられるぐらいの範囲内で空き家にいずれなるであろうと言われる、思える、そういうひとり暮らしやら老人世帯やら、あるいは離農する方やらで空き家が今後ますますふえてくるというのは議員おっしゃるとおり目に見えているのではないかというふうに私も理解しています。

そんな中で、その空き家と申しますか、そういう物件を新規就農を目指す都会からのIターンですか、そういうことで新規就農者みたいな、あるいはグリーンツーリズムに興味のある方とか、いろいろあるわけでありますけれども、そういう方々を対象としてどうですかと、大衡にこういったすばらしい物件がありますよと、空き家がありますよと、農業もすぐできますよと、土地もすぐ貸しますよといった、そういうことができればいいなというのは私は個人的にはつくづく思っていたのであります。なので、そういうことも今後進められればいいのかなというふうに思います。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 村長がそこまで空き家の活用について考えているということで、私も大変

それはいいことですねと思っております。

それから、空き家対策の条例について答弁の中で検討していきたいという話がありましたが、現に県内でも仙台市、色麻町、美里町でも条例化されているということなんですけれども、このこれから進んでいく空き家、進んでから条例化しても余り意味がないと思います。初期の段階で条例を制定していくことによって空き家に対しての解決策になろうかと思いますけれども、村長さん、聞いていますか。どうでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　条例制定というお話ですが、今議員おっしゃるとおり仙台市、登米市、大崎市、大河原町、色麻町、美里町という市町でありますから6市町が今制定されております。それから、準備中ということで5市町、柴田町、山元町、松島町、大和町、大郷町の町が今準備中だということです。

その中で、大衡は一体どうなんだところであります、予定なしと分類上はそういうふうになっています。今現在。なので、議員も今おっしゃったとおり大衡も本当に人ごとではないと。今後そういったことが目に見えて、そういうことになるということは現実的に目に見えてあるわけですから、だとすれば、この準備中ぐらいのところに入って準備させていただくのもいいのではないかというふうに個人的には思いますが、それも内部的に今後詰めて条例制定をしたときの、今度は効力が発生してくるわけです。条例に基づいて何々をする、そしてまた、除却とか命令もできると。指導、勧告、命令といったもの、除却、修繕あるいはこういった「あなたの家の木が人の家に迷惑かけているから切りなさいよ」とか、そういったことの命令もできるといった条例になってくるとそういった効力も發揮してきます。そういう場合に果たして大衡村としてなじむのかどうか、そういうしたものもぜひ検討させていただいて、この準備中から実施までいけるかどうか、そういうことを検討してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　　条例化することによって今言ったように助言なり指導なり命令なりできると思うんです。それに、その条例の中に、例えばさつき区長さんにお願いしているように住民からの情報の提供といったものも規定されれば、いろいろなそういう実態調査も含めて、そうすれば空き家が少なくなると思うんです。今から対策を講じていれば。だから、やはりこの条例化することはだいじなことではないかなと思います。お答えは要りません。時間がないので次に移ります。

ふるさと納税に移りたいと思います。

先ほどのふるさと納税の大衡村における寄付金の内訳で、78名の方が寄付されているということで、寄付金額が1,345万円という答弁がありましたけれども、これ1人当たり平均に換算しますと約17万円になるんです。これは平均が17万円ということは大口の寄付者がいたというように解釈して理解してよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　平均して17万円ですか。そこまで私は計算しておりませんでした。多分そういうでしょうね。17万円だから高額の人もいるということのあらわれだというふうに思います。

ちなみに申し上げます。平成20年度から8年間ですから、まず平成20年度、11人でもって123万5,000円、21年度は6人でもって177万円、平成22年度は6人でもって164万円、平成23年度は7人でもって446万円、多分ここが大きいんです。そして、平成24年度は9人で53万円、平成25年度は20人で173万5,418円です。それで、あと26年度は12人でもって170万円、27年度は7人でもって38万円、合計して1,345万418円であります。

そして、しかば返礼品は幾らかかったんだという、今から質問をするんですか。しない。しかば返礼品は幾らぐらいかかったと。1,345万円の寄付金に対して返礼品を何ぼ送ったかといった場合に78人に対して26万4,298円となっております。以上です。

議長（細川運一君）　　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　　返礼品の、早い話、特産品で、そのお礼として出している特産品なんですが、今のところ万葉美人と広報紙1年間やっていると。1年間分。村の広報にも載っていますけれども、これは将来的にといいますか、村長の考えなんでしょうけれども、何か今から変えようとか、何かにしようという、そういったことを今後やるのか、ずっとこのお酒で一本でいくのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えします。先ほども第1問目の答弁で申し上げましたけれども、大衡においてそれにかわる特産品なりなんなりがもしあらわれた際には当然考えていかなければならぬというふうに思っていますし、さらには、今現在そういったことで最小の、26万円ですから本当に費用は使っておりません。先ほど天童市とありましたけれども、そこから比べれば返礼品の値段が少ないんではないかなと。私はほかのところはよくわかりませんけれども、なので、それで皆さん納得して寄付されているということで、寄付さ

れる人は単年度じゃないんです。毎年同じ同額、10万円だったら10万円を寄付する人もいるんです。本当にありがたい人だなと思っています。

そして、額は私が決裁した限りでは最低で1万円ぐらいでしたかね。300円だの500円というのを見たことありません。3,000円とか5,000円も見たことがない。だから、1万円以上、1万円以上と決まっているわけではないですが、でも1万円から10万円まで私は決裁で見ました。ただ、平成23年度については7人で446万円ですから、もっとかなり大きかったんだなと思います。

この寄付する人の何で大衡村に寄付するのと、そういうふうに聞くわけではないんですが、その理由を聞いてみました。そうしたらば、大衡村に昔ゆかりがあったんですという人もいたし、今もゆかりがあると、そして大衡村を応援したいんですというのが一番多かったですと思います。

あと、ユニークなのは、ユニークといいますか、もうとっくにやめた方なんですが、針分校の先生、私たちが小学校2、3年生ころ教えられた先生ですが、先生はいなくなつたんですけども、その息子さんが送ってきました。これ個人情報になるからうまくないか。ということで、本当に何でと言ったらば「昔、おやじが針分校でお世話になった」ということで送っていただきました。そういうこともあります。私も知っている人ですから、知っているというか、私が教えられた先生ですから、私のその方、息子さんですけども、すぐ電話してお礼を口頭で言いましたけれども、そういったことで、そういう人もいるんだなというふうに思っています。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 寄付金の効果は大変大きいものだと思っていますけれども、最初の答弁の中で村長は本来なら自治体を好きだから、愛しているから、そのための寄付金がふるさと納税という本来の意味だと思うんですけども、今はやはり豪華な特産品を目当て、ゲットするために寄付をしていると、そんな傾向がちょっと問題になっているようなんですけれども、大衡村ではそういうことはないと思いますけれども、それに対して村長はどのようにお考えなのか。村長の感想です。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大衡村に寄付される人はそういう人はいないんだろうと思います。なぜかと申しますと、そんなに高額なものを返礼しておりません。なので、そういう方はいないと思いますが、全国的に何か報道によりますと、例えば仮に1万円の寄付だったとすれば

5,000円ぐらいのものを送ったとか、そういうこともあります。

そういったことで、1万円で5,000円だったか、あるいは10万円で5万円だったか、とにかく率的にはそんな感じで送っているところもあったということで、それはいかがなものかなというようなあれがあったようです。

それで、これを語るにはやはり税制の仕組みといったものをご理解いただかないとちょっと余り説得力がないんだろうというふうに思います。この税制の仕組みについて誰か。総務課長に説明させます。

議長（細川運一君） 答弁求めていませんよね。佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 最後に、本当に最後の質問ですけれども、このふるさと寄付金、法制度、大衡村のイメージPRにもなると思いますけれども、これから多くの納税者に寄付をしていただくことが、やはりそういった取り組みを強化していくためにも、村長も総括な意気込みをお聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） なかなか難しい問題であります。確かにふるさと納税してくださる方に対しては本当に感謝の気持ちでいっぱいですが、しかし、それをもっともっと皆さんのがゆかりのある人、あるいはない人も含めて大衡村に寄付したいという方々がおられるようになるということは本当にすばらしいことだなと思っているところであります。

それがためには、我々行政も、そしてまた村民の皆様方もこのすばらしい大衡を建設していくために邁進している、そういった姿を外部の人たちに評価していただいて、そういった大衡をますます応援したくなるというような声に変わっていただければ、このふるさと寄付金も自然とふえてくるのかなというふうに思うわけでありますから、皆様方、我々もそうでございますけれども、ますます精進していきたいというふうに思うところであります。

議長（細川運一君） お諮りをします。これで本日の一般質問を終わりとし、引き続きあしたも一般質問を続けることにします。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後6時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員